

岩泉町津波防災地域づくり 推進計画



令和5年3月
岩手県岩泉町

はじめに

平成23年3月11日午後2時46分頃発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、同日午後3時28分ころ小本地区に津波が襲来しました。津波は、太平洋沿岸部を襲い、町民13人（小本地区で4人、町外で6人、関連死3人）の尊い命が奪われました。また、建物被害が387棟（住宅被害は全壊177棟を含み202棟）、漁港施設や港湾の損壊、漁船、漁具の流失、農地の冠水など甚大な被害に見舞われたところ です。

本町では、平成23年9月には「岩泉町震災復興計画」を策定し、1日も早い被災者の生活の再建と社会資本の早期復旧、漁業をはじめとした産業の復興再生、観光産業などの風評被害の払拭、安心して安全なまちづくりなどの課題解決に取り組んできたところであり、復旧復興には、国や県等からの多くのご支援をいただき、各種事業を進め現在に至っています。

その中で、防災体制の強化については、平成25年度に国の都市防災総合推進事業を活用し、本町として防災都市づくり計画を具体的に進めるため、災害危険度判定調査や、住民等のまちづくりのためのワークショップなどを開催してきました。また、復旧復興事業として、防潮堤の復旧をはじめ、築山堤防、山付け堤防、河川堤防の整備を行うとともに、平成27年には津波避難ビル機能を有する「小本津波防災センター」を整備したところ です。さらには、平成28年に町立小本小・中学校校舎が完成し、防災拠点としての機能を持つ施設の充実化も進めてきました。

集落形成は、国の漁業集落防災機能強化事業を活用し、小本津波防災センターの西側と東側に造成された移転地での住宅再建が行われたほか、被災地域では住宅基礎のかさ上げの実施や、災害公営住宅の整備が行われたことにより、自治会形成も大きく変化しています。

社会基盤整備については、平成29年3月には、漁港、港湾、海岸保全施設の復旧工事が終了し、復興道路として整備した三陸沿岸道路も令和3年12月に全線が開通となったことで、これからの物流及び人流も大きく変化していきます。

このような中、令和4年には、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域及び地震・津波被害報告書が県から公表となりました。今までの想定を大きく超える被害想定とはなりますが、東日本大震災津波の教訓を忘れずに、さらに、本町は、度重なる豪雨災害も経験し、防災体制の強靱化を進めてきているところ です。

今後は、さらに、岩泉町地域防災計画の着実な推進と必要な見直しを継続的に実施するとともに、「ひとりも取り残さない」決意で岩泉町が一丸となった安心・安全なまちづくりを進めて参りますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和5年3月

岩泉町長 中 居 健 一

目次

第1章 推進計画の目的と位置づけ	1
第1節 推進計画の作成の背景と目的	1
第2節 推進計画の位置づけ	2
第3節 推進計画区域の設定	2
第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組	4
第1節 岩泉町の地震・津波災害の歴史等	4
第2節 地勢・地質・気象・気候	5
第3節 人口・産業	6
第4節 土地利用・交通	6
第5節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策対象施設	7
第6節 これまで本町が実施してきた地震・津波対策	9
第3章 津波防災地域づくり上の課題	10
第1節 津波の浸水深と想定される被害	10
第2節 津波防災地域づくり上の課題	14
第3節 地域別の課題	15
第4節 津波指定緊急避難場所の課題	18
第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針と施策	20
第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針	20
第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方	26
第1節 土地利用	26
第2節 警戒避難体制の整備	26
第6章 推進計画実現に向けた今後の進め方	28
第1節 今後さらに検討が必要な事項	28
第2節 計画の見直しと更新	28
第7章 津波避難計画	29
第1節 津波避難計画の範囲	29
第2節 津波浸水想定	29
第3節 避難対象地域の指定等	30
第4節 動員計画	36
第5節 避難誘導等に従事する者の安全確保	39
第6節 津波情報等の収集・伝達	40
第7節 避難指示の発令	47
第8節 津波防災教育と啓発	50
資料編	51

第1章 推進計画の目的と位置づけ

「岩泉町津波防災地域づくり推進計画」（以下「推進計画」という。）は、町土並びに町民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害対策基本法及び岩泉町防災会議が作成する「岩泉町地域防災計画」の地震・津波災害対策編に基づき、津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号。以下「津波対策推進法」という。）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）の趣旨による地域から津波防災を進め、町及び関係機関が一体となり、地震及び津波災害に対する防災体制を構築することを目的とする。

さらには、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号。以下「特別措置法」という。）に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備えるための防災重要事項を定めるものとする。

第1節 推進計画の作成の背景と目的

（1） 推進計画の背景

本町は、平成18年2月に特別措置法に基づく、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る「地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）」に指定され、その後令和2年9月に津波高や浸水域の推計結果が、令和3年12月に地震・津波被害想定（道県単位）が公表され、これを基準とした、推進地域が令和4年9月に改めて指定され、さらに、「津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）」に同時指定された。

また、津波防災地域づくり法に基づく「最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域」が令和4年3月に、「最大クラスの地震・津波被害想定」が同年9月にそれぞれ県から公表されたことから、本公表結果を基礎として、津波防災地域づくりを総合的に推進するため、本推進計画を作成することとする。

（2） 推進計画の目的

本計画は、特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び津波防災地域づくり法に基づき想定される地震・津波によって発生が想定されている災害による被害の防止・軽減を図るため、ハード（施設整備）・ソフト（避難対策）の施策を組み合わせた「多重防御」による津波に強いまちづくりを目指すための指針となる計画である。

また、被災から迅速に復旧・復興を行うためには、発災前の段階において、復旧や復興に関わる様々な計画を検討し、迅速な復旧のための計画、さらに、原状回復ではなく復興事業により発災後のまちの姿を示す計画（事前復興計画）を策定する必要があるため、まちづくりについても事前に地域住民と検討を行い、合意形成を進めていく。

本町の現状や地理的特性、予想される災害リスク等から、本町に合った取組み指針を設定し、地震・津波対策を強力に推し進めることを目的とする。なお、施策の

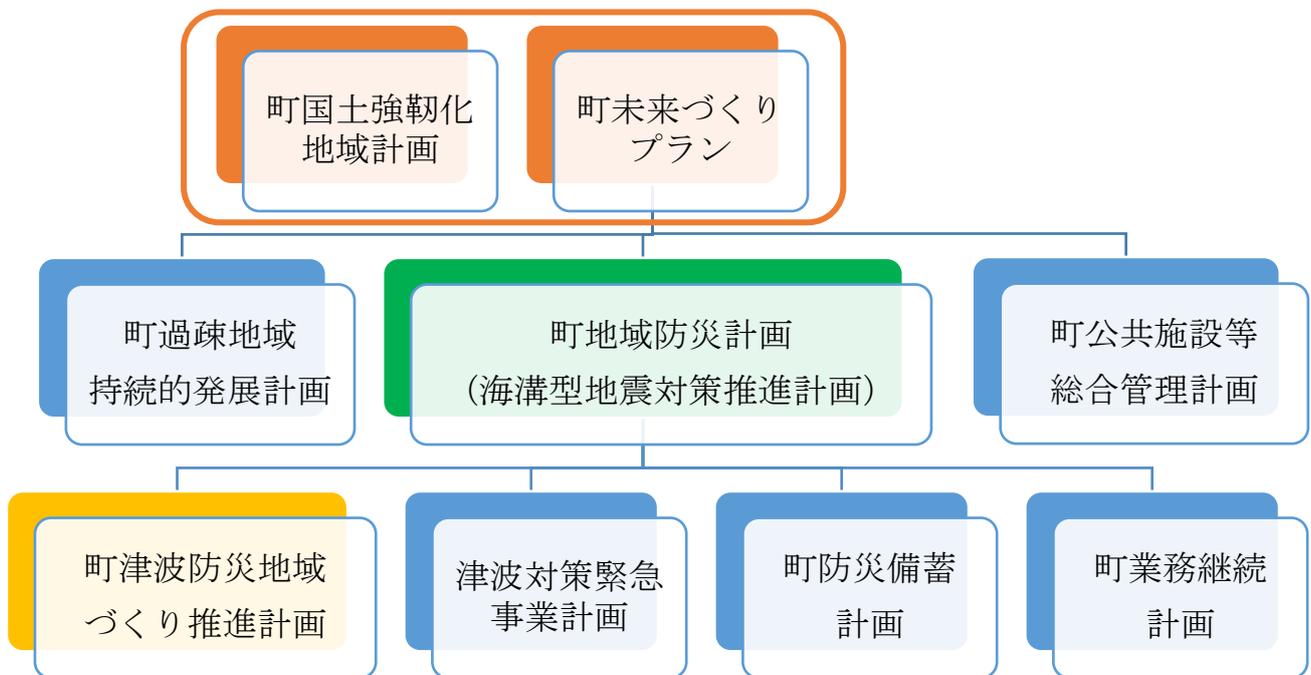
推進にあたっては、解決すべき課題や実施時期等を明確にし、関係部局が密接に連携して取り組むものとする。

この計画の推進にあたっては、住民・自主防災組織や関係機関との連携が重要であるため、地区自主防災協議会連携会議をはじめ、住民座談会や住民説明会など、広く住民に周知するとともに、その経過については随時報告を行っていく。

第2節 推進計画の位置づけ

本計画は、津波防災地域づくり法に基づき作成されるものであり、「岩泉町未来づくりプラン（岩泉町総合計画）」、「岩泉町国土強靱化地域計画」や「岩泉町地域防災計画」等の上位・関連計画との整合・連携を図り、津波防災地域づくりを展開するものである。

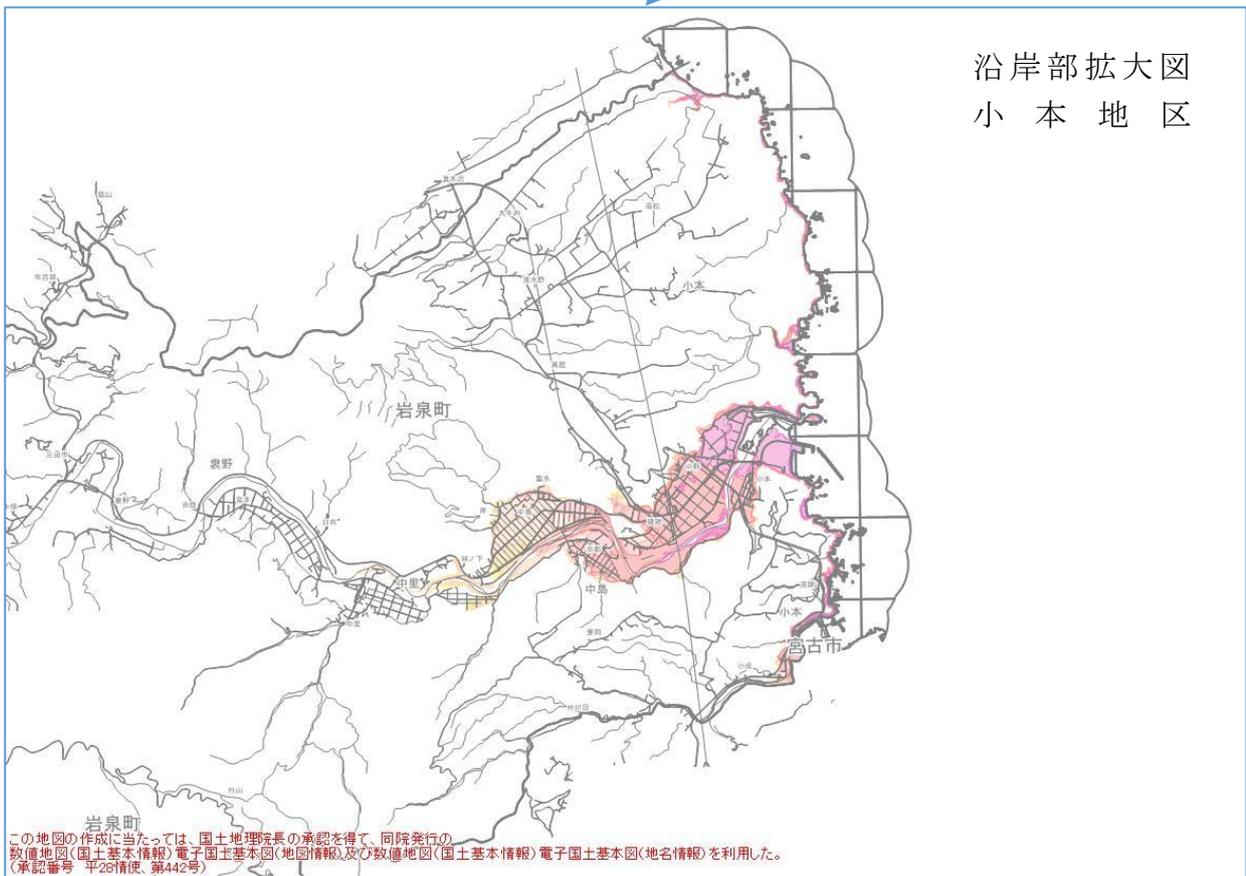
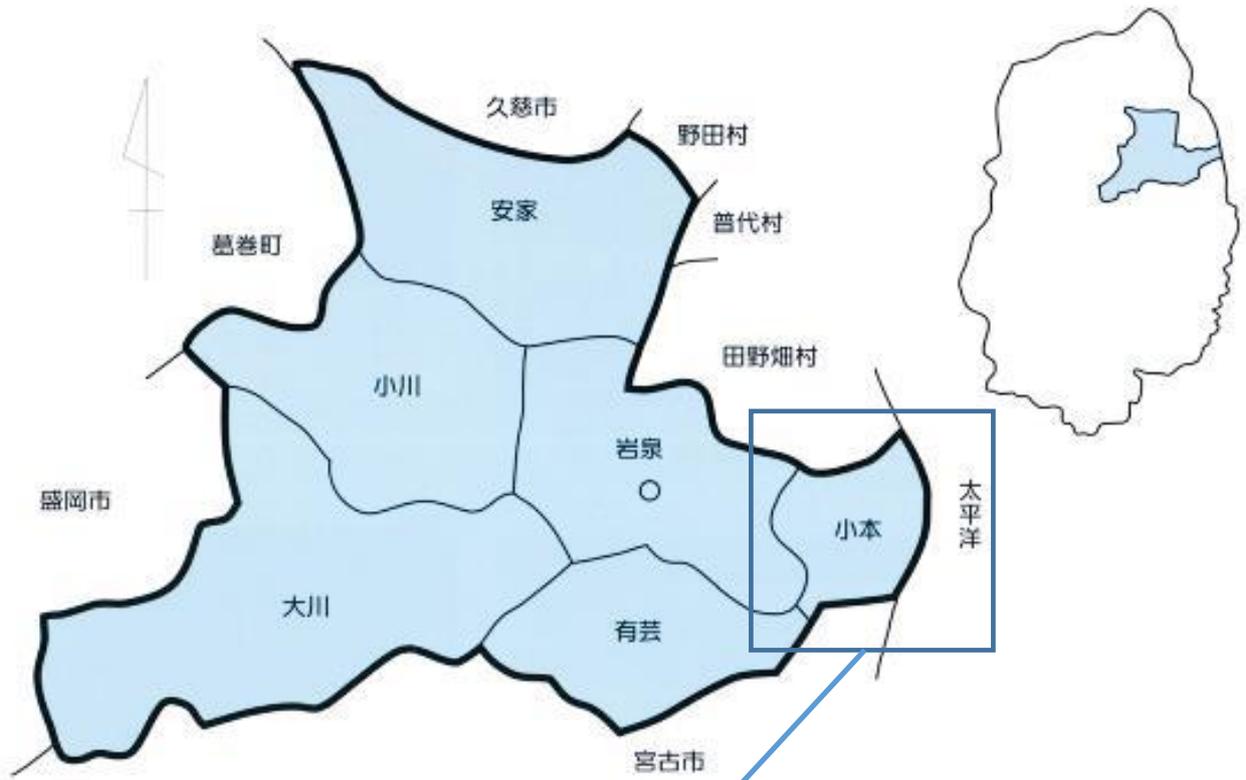
図1-1 推進計画の位置づけ



第3節 推進計画区域の設定

地震・津波対策の推進にあたっては、全町をあげて取り組み、「犠牲者ゼロ」を目指す必要がある。そのため、推進計画区域は、津波による浸水が予想される地域だけではなく、浸水区域外における後方支援など様々な角度から検討する必要があるため、町内全域を設定する。

図1-2 推進計画の対象区域



第2章 沿岸部の現況とこれまでの取組

第1節 岩泉町の地震・津波災害の歴史等

本町は、有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。関係する海溝型地震は、日本海溝・千島海溝（房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方まで）を震源とする地震である。

陸域は、県北に折爪断層帯があるが、揺れによる被害は過去においても最小限で、本町においては、海溝型地震及びそれに伴う津波による災害が主だっている。

図2-1 地震・津波災害記録

発生年月日	災害名	災害内容
明治29年6月15日	明治三陸地震	死亡367人 重症257人 流出家屋330棟 浸水家屋386棟
昭和8年3月3日	昭和三陸地震	死亡121人 行方不明35人 重症5人 軽傷29人 流出家屋194棟 倒壊家屋14棟 床下浸水家屋317棟 流出船舶(無動力船360隻 動力船12隻) 流出田畑68ha 流出宅地515坪 道路流出1箇所 橋梁流出1箇所
昭和43年5月18日	十勝沖地震災害	橋梁破損1箇所 養殖ワカメ及びコンブ流出65t 防波堤等3,286m 被害額2,981万円
平成23年3月11日	平成23年東北地方太平洋沖地震	岩泉町・岩泉震度 4 小本、中野、茂師、小成地区へ津波襲来 津波痕跡高 20.2m 浸水区域面積 小本、中野地区 約125ha 茂師、小成地区 約6ha 死亡者13名(災害関連死含む) 被害家屋数 208棟 被害推定総額 約44億1千万円

第2節 地勢・地質・気象・気候

(1) 地勢・地質

本町は、四囲を標高 1,000m~1,300m の高地に囲まれ、地形は極めて険阻である。耕地は少なく、林野率は高い。河川は、小川の国境及び大川の釜津田より源を發して太平洋に注ぐ流路延長 96 kmの小本川、安家森に源を發する安家川及び峠ノ神山に源を發する摂待川の3河川があり、この流域に沿って帯状の耕地を有し集落を形成している。

地質は、中・古生層が約82%を占め、これに花こう岩が接し、また、安家地区より南に走る石灰岩は、岩泉地区に延びて鍾乳洞群を形成しているほか、第三紀層、閃緑岩及び石英斑岩類等を挟んでいる。土壌は、一般に中性を示している。

図2-2 町内の地質構成

	古生層	中生層	第三紀層	第四紀層	花崗岩類	計
面積 (km ²)	810.51	4.36	16.07	26.00	135.98	992.92
比率 (%)	81.63	0.44	1.62	2.62	13.69	100.00

(2) 気象・気候

本町の西側は山岳地帯で、高燥寒冷な高原型の気候である。また、町の中心部は盆地型で酷暑となる場合があり、東側の沿岸地帯は海洋性で比較的温暖であるが、やませの影響を受けることがある。

沿岸地帯は、湿った空気が海上から陸上に入り、その際に雲が発達して強い雨が降りやすく、内陸は北上高地を超える雲が発達して雨や雪を降らせる傾向にある。

図2-3 過去気象データ (アメダス観測地点)

項目	記録	記録日	観測地点	備考
日降水量	272mm	2000/07/08	小本	岩泉 199mm/2007
1時間降水量	93.5mm	2019/10/13	小本	岩泉 70.5mm/2016
月降水量	790mm	1980/08	小本	岩泉 586.5mm/2016
年降水量	2,163mm	1980	小本	岩泉 1,628.5mm/2020
日最高気温	38.5℃	1994/08/12	岩泉	小本 35.6/1984
日最低気温	-17.1℃	1984/02/07	岩泉	小本 -17.1/1984
日最大風速	19.4m/s	2010/12/22	小本	岩泉 16.8m/s/2012
日最大瞬間風速	36.1m/s	2012/04/04	岩泉	小本 30.3m/s/2010
積雪差日合計	71cm	2003/03/08	岩泉	
月最深積雪	97cm	2003/03/08	岩泉	

令和4年12月末現在

第3節 人口・産業

(1) 人口の推移

国勢調査による人口をもとにした「総人口」は、本町が誕生した1956（昭和31）年から4年後の1960（昭和35）年の国勢調査時点ですでに減少傾向にあり、その後増加することなく減少し続けている。

図2-4 総人口、年齢3区分別人口と世帯数の推移 (単位：人、世帯)

	1960年 (昭和35年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
総人口	27,813	11,914	10,804	9,841	8,726
0～14歳	11,346	1,399	1,121	946	738
15～64歳	14,974	6,431	5,599	4,891	4,119
65歳以上	1,493	4,084	4,084	4,004	3,869
世帯数	5,371	4,555	4,357	4,174	3,957

資料：国勢調査

(2) 産 業

産業別の就業人口の推移をみると、第1次産業の就業人口比率は大幅に減少し、第2次産業はほぼ横ばい、第3次産業が増加している。第1次産業の就業人口比率は、昭和35年67.3%だが、平成27年は25.5%と、41.8ポイント減少している。このうち、農業就労人口比率は、昭和35年の51.9%が、平成27年に19.4%になっており、32.5ポイント減少している。第2次産業の就業人口比率は、昭和35年は11.3%だが、平成27年は23.3%になっており、12.0ポイント増加している。第3次産業の就業人口比率は、昭和35年は21.4%だが、平成27年は51.1%になっており、29.7ポイント増加している。

第4節 土地利用・交通

(1) 土地利用

土地は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産の基盤でもある。こうした認識のもと、公共の福祉を優先させ、かけがえない自然や景観、文化財の保護を図りながら、地域の自然的、社会的、経済的、歴史的及び文化的条件に配慮し、町民の健康で文化的な生活環境の確保と調和のある住みよい地域社会を創造していくため、総合的な土地利用を推進する必要がある。

(2) 交通・港湾

震災時における道路機能を確保するため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、必要な道路についてはその対策工事を実施する必要がある。

所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、必要な箇所については落橋防止装置等の耐震補強を実施してきている。新設の橋梁は、道路の位置付け、橋梁の重要性を勘案の上、最新の耐震設計基準に基づき計画する。また、所管トンネルについて、安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要なトンネルについては、補強工事を実施する必要がある。

所管以外の道路、橋梁等は、三陸国道事務所、県に対して、県地震・津波被害想定報告書に記載の震度分布図震度に対する強靱化を要望する。

また、港湾施設は、輸送拠点としての機能強化を図るため、港湾緑地など多目的に利用可能なオープンスペース等を備えた防災拠点の整備の促進を要望する。

さらに、鉄道施設は、輸送の大きな要となることから鉄道施設管理会社における継続的な適正管理に努めていただくように、町でも様々な面での協力に努める。

第5節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策対象施設

町は、岩泉消防署と連携し、特別措置法に基づく推進地域内にある同法第6条に規定する対策計画を作成しなければならない施設（同法第7条の適用を受けた施設を含む）に対しては、対策計画の策定及び見直しについて助言等を実施する。

宮古広域行政組合本部及び岩泉消防署は、石油類等危険物施設の所有者等に対して、危険物取扱者、危険物施設保安員等への、保安管理の向上を図るための、講習会、研修会等の保安教育を実施するよう助言する。また、危険物施設の所有者等に対し、既存危険物施設の耐震化の促進を指導するとともに、新設又は変更許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生じる影響を十分考慮したものとするよう指導する。

町は、対策計画の策定義務のない津波浸水想定区域内の事業所に対して、安全な避難行動が確保できるよう津波避難計画（任意）の策定及び見直しについて、助言等を実施する。

図 2 - 5 特別措置法対策計画策定対象施設一覧

No.	該当号	対象施設名	所在地	消防法該当項
1	第 1 号	小本生活改善センター	小本字家の向 52 番地 1	1 項ロ
2	第 1 号	中島地区多目的集会施設	中島字中島 62 番地	1 項ロ
3	第 1 号	中野交流館	小本字鉦 244 番地	15 項
4	第 1 号	宗得寺	小本字小本 21 番地	11 項
5	第 1 号	ローソン岩泉小本店	小本字鉦 222 番地	4 項
6	第 1 号	有限会社山口屋	南中野 293 番地 1	4 項
7	第 1 号	浜の駅おもと 愛土館	小本字小本 6 番地 25	16 項イ
8	第 2 号	岩泉町小本津波防災センター	小本字南中野 239 番地 1	16 項イ
9	第 2 号	小本浜漁村センター	小本字家の向 221 番地 1	16 項イ
10	第 13 号	町立小本小・中学校	小本字南中野 145 番地	7 項
11	第 14 号	あお空グループホーム小本	小本字南中野 289 番地	6 項ロ(1)
12	第 14 号	小規模多機能センターあお空	小本字南中野 289 番地	6 項ハ(1)
13	第 14 号	おもとこども園	中島字長内 212 番地 1	6 項ハ(3)
14	第 14 号	おもと放課後児童クラブ	中島字長内 212 番地 1	6 項ハ(3)
15	第 9 号	三陸鉄道岩泉小本駅	—	—
16	第 12 号	一般路線バス (県北バス)	—	—
17	第 12 号	一般路線バス (町民バス)	—	—
18	第 21 号	小本水道施設	—	—

※対象施設＝津波浸水想定水深 30cm 以上の居区域内で、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第 3 条で定める事業所

図 2 - 6 特別措置法対策計画策定対象外施設 (避難計画策定協力依頼事業所) 一覧

No.	該当号	対象施設名	所在地
1	第 24 号外	岩手アライ株式会社	小本字長内 26 番地
2	第 24 号外	株式会社エフビー 岩泉工場	小本字南中野 286 番地 2
3	第 24 号外	清水川クリーニング 小本工場	小本字鼻保 15 番地
4	第 24 号外	有限会社岩泉ゴム工業	小本字内の沢 2 番地 2
5	—	小本浜漁業協同組合	小本字家の向 221 番地 1
6	—	小本河川漁業協同組合	小本字南中野 3 番地 7
7	—	小本郵便局	小本字下中野 259 番地 2
8	—	株式会社イブキ産業・岩泉営業所	小本字家の向 176 番地 1
9	—	SGET 岩泉ウインドファーム建設工事作業所	中島字長内 53 番地 32
10	—	小本診療所	小本字南中野 239 番地 1

第6節 これまで本町が実施してきた地震・津波対策

本町は、東日本大震災以降これまで次のような地震・津波対策に取り組んできた。

図2-7 これまで本町が実施してきた地震・津波対策一覧

	事業等	実施年度
ハード事業 (施設整備)	・太陽光発電型避難誘導灯整備	平成18年～
	・防災行政無線(同報系)のデジタル化整備	平成25年
	・築山避難路整備	平成26年
	・小本川左岸避難路と右岸山付き堤整備	平成26年
	・小本津波防災センター(津波避難ビル)建築	平成27年
	・小本トンネル前広場避難施設建築	平成27年
	・小本小・中学校建築	平成28年
	・防災行政無線(移動系)のデジタル化整備	平成28年
	・小本川水門自動閉鎖システム導入	平成30年
	・津波監視カメラシステム更新整備	平成31年
	・災害に強い情報連携システム更新整備	平成31年
ソフト事業	・地震・津波防災訓練	毎年度
	・衛星携帯電話配備	平成24年～
	・津波浸水想定シミュレーション作成	平成25年
	・消防団地震災害活動マニュアル作成	平成24年
	・蓄光式避難誘導標識設置	平成27・28年
	・地域防災計画大規模改訂	平成30年
	・地区防災計画の策定	平成30年
	・避難所台帳・避難所開設・運営マニュアル策定	平成30年
	・防災士育成事業	平成30年～令和2年
	・防災マップ更新	平成31年
	・災害時危機管理マニュアル(BCP)策定	平成31年
	・防災監理車両配備	令和2年
	・ドローン購入	令和3年
・要配慮者利用施設あお空と岩手アライとFBとの避難に関する協定締結	令和元年	
座談会等	・ワークショップ(小本、中野、小成・茂師)	平成25年
	・座談会(小本全体)	令和3年
	・県合同津波浸水想定区域説明会	令和4年
	・座談会(小成・茂師、小本、中野、小本駅前自治会、中島・岸・卒郡)	令和4年
	・座談会(小本地区自主防災協議会、町消防団第7分団)	令和4年
	・浸水区域内事業所説明会	令和4年

第3章 津波防災地域づくり上の課題

第1節 津波の浸水深と想定される被害

(1) 対象とする地震・津波

県が津波防災地域づくり法第8条第1項の基準に基づき公表した次の浸水想定及び被害想定を対象とした計画を策定する。

- ① 最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）及び水深（浸水深）の想定（令和4年3月22日公表）

次のア～ウの最大クラスの津波を発生させる地震における津波浸水シミュレーションを重ね合わせた浸水区域を使用する。

- ア 明治三陸地震（2004 中央防災会議モデル）
- イ 東北地方太平洋沖地震（2012 年中防災会議モデル）
- ウ 日本海溝（三陸・日高沖）モデル（2020 内閣府モデル）

図3-1 内閣府と県の主な計算条件

★内閣府と県の主な計算条件★		内閣府	岩手県
潮位		朔望平均満潮位	
粗度		相当粗度	
最小計算格子間隔		10m	5m
地形データ	陸域	H29年度	R2年度末
	海域	H16年度	
地震による構造物の沈下		なし	あり
津波越流時における 構造物破堤の有無	防潮堤	あり	
	道路、鉄道盛土、二線堤	なし	あり

- ② 最大クラスの地震・津波による被害想定（令和4年9月20日公表）

次のア～ウの最大クラスの地震において発生する津波による被害及び地震動による被害を使用する。

- ア 日本海溝（三陸・日高沖）モデル（2020 内閣府モデル）
 - モデル① 破壊開始点＝青森県東方沖（日高沖）
 - モデル② 破壊開始点＝岩手県沖（三陸沖）
- イ 千島海溝（十勝・根室沖）モデル（2020 内閣府モデル）
- ウ 東北地方太平洋沖地震（2012 年中防災会議モデル）

(2) 津波の浸水想定区域

本町における浸水影響時間、第1波到達時間、最大津波水位等は次のとおりである。

津波浸水想定区域が3倍以上に広がっており、今まで津波防災対策を行っていない地域への対策も必要で、さらに、地震発生から第1波到達までの時間が、これまでの想定より短くなったことから、早期避難体制を構築する必要がある。

図3-2 津波浸水シミュレーションデータ整理

	岩手県			内閣府	町
	共通	小本川河口	茂師漁港		
朔望平均潮位	0.63m				
+30cm 注意報クラス				12分	
+20cm 注意報クラス		12分	9分		
+100cm 注意報クラス				18分	
第1波到達時間		23分	23分	34分	36分
最大波到達時間		36分	36分		
最大津波水位		20.7m	23.9m	12.8m	約18m
海岸最大波到達時間	35分				
海岸最大波	29.6m			26.6m	
浸水面積	3.3km ²				0.9km ²

(3) 地震動の予測

県公表の地震・津波被害想定報告では、本町における想定最大震度は、日本海溝（三陸・日高沖）モデルにおいて、小本川沿い下流部で「6弱」と予測されている。最小でも「5弱」で、東北地方太平洋沖地震では、岩泉で震度4であったことから、より強い揺れに備える必要がある。

また、断層型地震は、県北に所在する折爪断層の揺れが想定されているが、予測されている最大震度は4となっている。

このことから、本町における地震動対策は、海溝型地震による震度6弱を想定した揺れに備える必要がある。

(4) 想定被害量

県公表の地震・津波被害想定調査報告書は、3つの時間帯想定ごとに最大の被害想定を予測している。

本町は、冬の深夜に起きる地震による津波によっての死者数が最も多く想定されることから、津波からの早期避難と寒冷地対策を重点に行っていく必要がある。

また、地震による被害やライフラインの停止等による影響をできるだけ少なくするため、家庭内や事業所等での事前の備えが必要となっている。

図 3-3 想定した地震発生の季節・時間

時間帯	想 定
冬・深夜	多くの方が自宅で就寝中に被災するため、避難準備に時間を要するほか、夜間の暗闇や積雪等により避難速度が低下することが想定される時間帯
夏・昼 12 時頃	日中の社会活動が盛んな時間帯であり、多くの方が自宅以外の場所で被災することが想定される時間帯
冬・夕 18 時頃	住宅、飲食店などで火気使用が最も多く、地震火災の発生が多くなることが想定される時間帯。帰宅等により日中や夜間と比べて人口動態が異なる時間帯

図 3-4 主な被害想定（報告書一部抜粋）

① 津波による建物被害・人的被害

項 目	想定区分	被害予想
人的被害予想	冬・深夜 日本海溝（三陸沖）	・死者 90 人うち低体温症 30 人 ・負傷者 20 人
建物被害予想	冬・深夜 日本海溝（三陸沖）	・全壊棟数 680 棟 ・半壊棟数 810 棟

② 地震による建物被害・人的被害

項 目	想定区分	被害予想
人的被害予想	冬・深夜 日本海溝（共通）	・死者 5 人未満 ・負傷者 10 人うち重傷者 5 人未満
建物被害予想	冬・深夜 日本海溝（共通）	・全壊棟数 10 棟 ・半壊棟数 40 棟

③地震・津波による主な被害予想

項 目	波 源	被害想定																
電力の停電影響人口	夏・昼 12 時頃 日本海溝（三陸沖）	直後 3,900 人、1 日後 1,100 人 1 週間後 730 人、1 か月後 730 人																
避難者数の発生	夏・昼 12 時頃 日本海溝（三陸沖）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>経過</th> <th>避難者数</th> <th>避難所内</th> <th>避難所外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 日後</td> <td>790 人</td> <td>520 人</td> <td>260 人</td> </tr> <tr> <td>1 週間後</td> <td>940 人</td> <td>740 人</td> <td>200 人</td> </tr> <tr> <td>1 か月後</td> <td>1,300 人</td> <td>400 人</td> <td>940 人</td> </tr> </tbody> </table>	経過	避難者数	避難所内	避難所外	1 日後	790 人	520 人	260 人	1 週間後	940 人	740 人	200 人	1 か月後	1,300 人	400 人	940 人
経過	避難者数	避難所内	避難所外															
1 日後	790 人	520 人	260 人															
1 週間後	940 人	740 人	200 人															
1 か月後	1,300 人	400 人	940 人															

図 3 - 5 東日本大震災 地震・津波被害の概要

項 目	時 刻	対応等
地震発生	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	震度：4 震央地点：三陸沖 震源の緯度：北緯 38° 06. 2' 経度：東経 142° 51. 6' 震源の深さ：24 km マグニチュード：9. 0
津波到達	15 時 28 分頃	津波痕跡高 20. 2m 浸水区域面積 小本・中野地区 約 125ha 茂師・小成地区 約 6ha
<p>●死亡者数 13 人（津波死亡 10 人、関連死 3 人）</p> <p>●建物被害 全壊・流出 177 棟（うち流出 80 棟、全壊 97 棟） 大規模半壊 10 棟 半壊 13 棟 一部損壊 8 棟（うち地震 6 棟） 合 計 208 棟</p> <p>●避難者数 487 人（日最大）</p>		

第2節 津波防災地域づくり上の課題

(1) 避難の困難性

本町での津波の到達時間は、県最大クラスの津波浸水シミュレーションでは、小本川河口及び茂師漁港ともに23分と、地震の揺れを感じてから避難完了までにかける時間が以前の想定より短くなっている。

徒歩避難の場合、健常者の避難でも指定緊急避難場所に到達できない区域が発生し、さらに、避難行動要配慮者、特に高齢者や障がいのある人等の避難支援にも時間的余裕がなく、避難困難な状況が想定されることから、近所での助け合いや自動車利用などの対策が必要となる。

また、津波の浸水だけではなく、複合災害による土石流の発生や家屋の倒壊、延焼火災の発生の危険が予想され、避難路の多重化が必要となる。

(2) 住宅等の建物被災の危険性

最大震度5弱から震度6弱までが想定され、損壊した建物や散乱した家具が避難の妨げとなるおそれがある。

また、石油類等危険物貯蔵設備の損壊等に注意が必要となる。

(3) 産業被災の危険性

災害後、主要道路や鉄道施設、橋梁及び港湾、漁港の被災により、物流機能が被害を受けるおそれがある

(4) 早期復旧・復興への支援

主要幹線道路での甚大な被害により、集落の孤立が想定されるため、国、県と連携のうえ国道455号及び国道45号を中心に道路啓開による早期復旧を進め、三陸沿岸道路の活用も図り、物流機能の回復を重点的に行う必要がある。

(5) 応急・復旧対策活動の困難性

平成28年台風第10号豪雨災害クラスの雨による災害との複合災害が発生すると、豪雨災害でのライフライン等への大きな被害が発生し、応急・復旧対策に支障をきたすことから、道路啓開や支障物の除去など、地区内の建設業者、民間事業者等との協定締結や訓練実施など事前防災の取組みが必要となる。

(6) 地区自主防災組織・地区コミュニティによる支援の困難性

大規模災害を経験していることから、応急対策への対応力はあるが、日中の滞在者の高齢化が進んでおり、地区自主防災組織・地区コミュニティだけでは避難支援が困難な状態であることから、民間企業との協定締結などの事前防災の取組が必要となる。

ただし、避難にかけられる時間が短いことから、支援者自らが被災しない体制づくりが必要となる。

(7) 消防団活動の困難性

地震発生から津波到達予想時刻までの時間が短いことから、団員の生命及び身体を守ることを第一に、避難優先の行動とする必要がある。また、水門・陸閘等の自動閉鎖や水樋門のフラップゲート化を図り、消防団活動の安全確保が必要となる。

さらには、日中活動できる消防団員が不足していることから、団員の確保が必要である。

(8) 避難促進施設（要配慮者利用施設）の避難の困難性

次に掲げる津波浸水想定区域内の避難促進施設（要配慮者利用施設）は、避難確保計画の策定及び見直しを進め、年1回以上の訓練実施を行うことで、安全に早期避難を行える体制づくりを進める必要がある。

また、避難に時間と人員を要することから、支援者の安全を第一としながらも、地域、民間企業との協定締結など事前防災の取組が必要となる。

図3-6 津波浸水想定区域内の避難促進施設（要配慮者利用施設）

No.	施設区分	対象施設名	所在地
1	医療	小本診療所	小本字南中野 239 番地 1
2	学校	町立小本小・中学校	小本字南中野 145 番地
3	福祉	あお空グループホーム小本	小本字南中野 289 番地
4	福祉	小規模多機能センターあお空	小本字南中野 289 番地
5	福祉	おもとこども園	中島字長内 212 番地 1
6	福祉	おもと放課後児童クラブ	中島字長内 212 番地 1

(9) 滞在者等の避難の困難性

三陸鉄道リアス線、三陸沿岸道路等の利用者のほか、外国人、観光客や釣り客などの滞在者に対する津波に関する情報伝達や避難誘導の対策が必要となる。

また、外国人技能実習生の避難行動は、企業と連携した事前防災の取組が必要となる。

第3節 地域別の課題

ワークショップや座談会等を開催し、地区特性を踏まえた津波防災地域づくり上の課題の洗い出しを行う必要がある。

今までに出された主な課題は、次のとおりとなる。

(1) 津波浸水想定区域

① 小成地区

- ・小成津波防災センターを拠点とした長期避難の計画が必要
- ・熊野神社への避難行動も行われていることから整備が必要
- ・避難路への太陽光避難誘導灯や街路灯が必要

- ・避難行動要配慮者の対策が必要
- ・津波浸水想定区域と区域外と分かれることから地域内の行動計画が必要

② 茂師地区

- ・集落は、津波被害は想定されないが、土石流に対する備えが必要
- ・茂師漁港からの安全に誘導する看板等の整備が必要
- ・国道が閉鎖されることから、う回路として、旧道の整備が必要
- ・茂師漁港内は、防災行政無線が聞き取りにくいので、改善が必要

③ 小本地区

- ・4つの災害にそなえることが必要
 - ア 津波
 - イ 内水氾濫
 - ウ 外水氾濫
 - エ 土砂災害
- ・八幡神社に避難した場合に車で国道に抜けられる道路が必要
- ・トンネル前広場に国道横断する場合の安全対策が必要
- ・小本漁港の陸開から堤防上部に登れる道が必要
- ・釣り客に対する広報と避難路など誘導策が必要
- ・高齢者や障がいのある方の避難対策が必要
- ・現在の世帯数を考えると車避難での渋滞等リスクは少ない
- ・旧国道側からの内水氾濫は、指定緊急避難場所にも影響する。対策が必要
- ・避難路等の整備と日常管理及び避難路等の照度が落ちてきている。整備が必要
- ・山付堤防の効果を踏まえた避難計画の検討も必要
- ・小本トンネル前広場における情報集約ができる体制が必要
- ・車避難のため、河川堤防管理道路の整備（舗装）が必要

④ 中野、小本駅前地区

- ・土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地）がありその対応が必要
- ・指定緊急避難場所の数が少なくなったことから、山側に逃げあがったときに、指定緊急避難場所に行ける横断道路が必要
- ・野外の指定緊急避難場所が多く雨風がしのげる場所が必要
- ・小本津波防災センターと小本小・中学校校舎の利活用を計画的に行う
- ・室内における防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。改善が必要
- ・小本小・中学校前高台の利活用を計画的に行う
- ・行政区と自治会が相違している
- ・築山堤防、三陸鉄道や三陸縦貫道が地震破堤すると、避難路として使用できないのではないか。検討が必要

⑤ 中島（卒郡、岸）地区

- ・新たに浸水想定区域に指定されたことから、津波避難に対する住民理解が必要
- ・最悪条件での訓練の実施が必要

- ・個別避難計画の中で支援者が支援できる時間が短いので、支援は難しいのではないか。避難行動は、日頃からの準備が大切。個人情報の部分もあるが、要支援者の情報を近所でも共有できることが必要
- ・洪水複合災害の際は、外水・内水氾濫等の考慮も必要
- ・車避難の必要性がある。民間協定等で広い駐車場所の確保も必要
- ・指定緊急避難場所へのあずまや、備蓄倉庫（要鍵対策）の整備が必要
- ・停電対策のある避難誘導標識の整備が必要
- ・岸公民館入口が分かりにくいので案内標識の整備が必要
- ・車避難にも考慮した敷地利用の検討と避難路整備が必要
- ・防災行政無線の整備と地域内、町等との相互通信手段が必要

(2) 小本地区津波浸水想定区域以外

① 大牛内地区

- ・東日本大震災の際は、避難者を受け入れた実績があるが一定の備蓄が必要
- ・津波時の支援計画が必要

② 袈野、中里地区

- ・外水・内水氾濫への避難計画が必要
- ・津波時の支援計画が必要

(3) 小本地区以外の区域

- ・揺れによる家具等の固定と火災防止と初期消火の対策が必要
- ・揺れによる家屋倒壊等による避難支援計画が必要
- ・津波被害地域への炊き出しや災害ボランティア活動の支援計画が必要

第4節 津波指定緊急避難場所の課題

津波指定緊急避難場所は、新たな津波浸水想定区域を基本として、既存箇所の浸水による廃止、新たな浸水想定区域内における適地を新規指定するとともに、浸水想定区域外への車両利用等による遠方避難も想定して選定する必要がある。

また、選定にあたっては、利用する住民の提言等を踏まえることが必要である。

図3-7 指定緊急避難場所別の提案事項整理

	指定場所	施設提言等	災害区域指定	備考
①	小成津波防災センター	孤立の危険回避 ※津波指定避難所	土砂災害警戒区域	徒歩+車両 キーボックス
②	茂師消防屯所付近	漁港から誘導路の整備 野外・施設なし 二次避難路の計画策定	土砂災害警戒区域	徒歩+車両 駐車区域なし
③	宗得寺裏山付近	旧国道までの連絡道又は国道45号までの車道整備 野外・施設なし 二次避難路の計画策定	土砂災害警戒区域	徒歩+車両 駐車区域なし
④	小本トンネル前広場	仮設施設の地震被害 横断歩道の整備 孤立の危険回避 二次避難路の計画策定	※指定はないが沢水の氾濫あり	徒歩+車両 キーボックス
⑤	・新名称「中野坂東側高台」 ・旧名称「釜谷重雄宅付近」	がけ地対策 野外、施設なし 二次避難路の計画策定	土砂災害警戒区域	徒歩+車両 駐車区域狭い
⑥	変更 小本津波防災センター (津波避難ビル・屋上)	受入者のすみわけが必要 2階まで浸水。 3階までの波高。	洪水浸水想定区域 津波浸水想定区域	徒歩+車両
⑦	・新名称「NTT小本交換所 北側高台」 ・旧名称「箱石イク宅付近」	勾配がきつい 野外、施設なし 二次避難路の計画策定	土砂災害警戒区域	徒歩
⑧	新規 小本小・中学校脇高台	野外、施設なし 民間に使用許可。 民間仮設事務所建物利用可。	指定なし	徒歩+車両
⑨	変更 小本小・中学校 (津波避難ビル・2階以上)	授業再開を優先 児童生徒と避難者の居住区域の区分が必要 防災行政無線室内不可	洪水浸水想定区域 津波浸水想定区域	徒歩+車両 キーボックス

⑩	新規 中島・八坂神社付近	野外、施設なし 神社までは急こう配 砂防提側を利用 防災行政無線なし 二次避難の計画策定	土砂災害警戒区域 洪水浸水想定区域	徒歩
⑪	新規 岸公民館付近	入口が分かりにくい 防災行政無線なし 二次避難の計画策定	土砂災害警戒区域 洪水浸水想定区域	徒歩+車両
⑫	新規 卒郡ポンプ場付近	野外、施設なし 坂が悪路、避難路整備 車避難滞留場所が必要 卒郡公民館奥高台との 連絡道整備 防災行政無線なし 二次避難の計画策定	新危険箇所（急傾 斜地の崩壊）	徒歩+車両
⑬	新規 卒郡公民館奥高台	野外、施設なし 車避難滞留場所なし 卒郡ポンプ場付近との 連絡道整備 防災行政無線なし 二次避難の計画策定	土砂災害警戒区域 洪水浸水想定区域	徒歩
⑭	新規 中里公民館	中里橋の地震被害	洪水浸水想定区域	車両
⑮	新規 小本小学校旧大牛内分校	※津波指定避難所 避難路の地震被害		車両
⑯	新規 道の駅いわいずみ駐車場	避難路の地震被害 観光客等の交流人口の 誘導との競合	洪水浸水想定区域	車両
⑰	新規 岩泉町民会館・図書館	避難路の地震被害		車両

廃止

①	中野中高年齢者就業改善施設	浸水区域内のため廃止
②	中野公民館付近	浸水区域内のため廃止

第4章 津波防災地域づくりを推進するための基本的な方針と施策

第1節 津波防災地域づくり推進の基本的な方針

(1) 本町の基本方針

本計画の理念として、岩泉町未来づくりプランの基本理念である

1. 自分たちの手による持続可能な地域づくり
2. 未来を創り出す行政組織づくり
3. 多様な主体と行政の協働によるまちづくり

を踏まえ、次のとおり設定することとする。

理念 未来づくりプランに掲げる基本目標「安全安心で豊かな生活が咲き誇る暮らしの花」を咲かせるために、自然との共生と安全安心で防災力が強いまちづくりの実現を基本方針に、「みんなで築こう 防災・減災の町 いわいずみ」を推進する。

(2) 津波防災地域づくりの基本方針と取組み

町は、令和3年3月に策定した「岩泉町国土強靱化地域計画」に基づき、想定されるリスクから町民の生命と財産を守るための施策を進めることとする。

岩泉町国土強靱化地域計画における脆弱性評価結果による対応方策目標は、次のとおりである。

- 目標1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ
- 目標2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する
- 目標3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能・情報通信機能を維持する
- 目標4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域経済システムを機能不全に陥らせない
- 目標5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- 目標6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 目標7 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、地域社会・経済を迅速に再建・回復する

以上を踏まえた、津波防災地域づくり基本方針、取組方針及び取組施策は、図4-1のとおりとし、具体的な事業は、岩泉町国土強靱化地域計画別冊「リスクシナリオを回避するための具他的な事業一覧」（資料編_資料2）に計上し、計画的に執行する。

図4-1 津波防災地域づくり基本方針と取組み

基本方針	取組方針	取組施策
<p>1 直接死を最大限に防ぐ円滑な避難の確保</p>	<p>①情報伝達の多重化</p>	<p>1-①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線（同報系・移動系）の機能強化と維持管理 ・ 広域消防無線の維持管理支援 ・ 防災連携システムの維持管理 ・ 衛星携帯電話の更新と維持管理 ・ スマートフォン等を媒体とした個人向け伝達 ・ 消防団広報の実施 ・ 地域声掛けの実施
	<p>②避難路・避難経路の確保</p>	<p>1-②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定避難路の指定と整備及び維持管理 ・ 避難経路の整備と点検 ・ ソーラー式避難誘導灯の設置と維持管理 ・ 避難誘導看板の設置と維持管理 ・ マイタイムラインの作成促進
	<p>③安全な避難空間の確保</p>	<p>1-③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町指定緊急避難場所の整備と環境整備 ・ 防災マップ（ハザードマップ）の更新
	<p>④避難行動要配慮者への配慮</p>	<p>1-④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在住外国人への避難方法等の周知 ・ 観光客等の避難しやすい環境の整備 ・ 避難行動要支援者名簿の策定と更新 ・ 個別避難計画の策定と実効性の確保

基本方針	取組方針	取組施策
	⑤揺れに強い住宅建築 ⑥火災防御体制の確保 ⑦防災文化の継承	1－⑤ ・木造住宅の耐震診断及び耐震改修助成 1－⑥ ・町消防団員の確保 ・防火水槽等の耐震化 ・通電火災等の防止策の周知 ・防災訓練の実施 1－⑦ ・学びの出前講座の実施 ・語り部活動の促進 ・防災教育の実施 ・避難訓練の実施
2 迅速な受援と被災者生活環境の確保	①適正な備蓄品の確保 ②物資流通体制の確保 ③救助・救急活動の途絶防止	2－① ・防災備蓄計画の定期更新による備蓄必要数量の確保 ・備蓄倉庫の在庫管理による維持管理と物資の更新 2－② ・民間団体等との応援協定の締結 ・周辺市町村との広域応援計画の策定 ・防災訓練の実施 2－③ ・受援計画の策定 ・防災訓練の実施 ・道路啓開の早期実施体制の確保 ・臨時離着陸場の確保 ・燃料の確保

基本方針	取組方針	取組施策
	<p>④医療・福祉機能の確保</p> <p>⑤感染症への対策</p> <p>⑥災害ボランティア受入体制の確保</p>	<p>2-④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受援計画の策定 ・防災訓練の実施 ・道路啓開の早期実施体制の確保 ・燃料の確保 ・福祉避難所の運営協定の明確化 <p>2-⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所への衛生用品の配備 ・避難所内での感染予防対策の実施 ・平時における感染症予防対策の徹底 ・発生に備えた保健所とのネットワークの構築 <p>2-⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町社会福祉協議会との協定の締結 ・災害ボランティア団体との連絡会議の定期実施 ・災害ボランティア活動研修会の実施 ・防災訓練の実施
<p>3 行政機能・情報通信機能の維持</p>	<p>①防災拠点施設の機能維持</p>	<p>3-①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町防災拠点庁舎の整備 ・役場支所の防災拠点機能の確保及び充実 ・通信施設の耐震化及び計画的な更新 ・非常通信の確保と多重化の実施 ・警察・消防との非常時防災拠点の連携協定の締結

基本方針	取組方針	取組施策
	②防災職員の安全確保	3-② <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な訓練の実施による安全確保の徹底 ・ 装備品の充実 ・ SNSを活用した相互情報連携の実施
4 地域経済システムの維持	①民間企業の業務継続支援 ②食料等の安定供給の停滞防止	4-① <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業の業務継続計画（BCP）策定支援 ・ 町有施設を活用した業務継続への支援 4-② <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路啓開の早期実施体制の確保 ・ 港湾及び漁港の計画的な補修改良
5 ライフラインの確保と早期復旧	①エネルギー供給の安定確保 ②上下水道の強靱化 ③地域交通の安全確保	5-① <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの導入促進 ・ 県石油商業共同組合・県石油商業組合との災害協定の締結 ・ 道路啓開の早期実施体制の確保 5-② <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化した施設の適切な整備による長寿命化 ・ 広域支援体制による支援の確保 5-③ <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域路線バス事業者及び町民バス事業者と連携した公共交通体制の整備 ・ 計画的な道路改良・橋梁の整備

基本方針	取組方針	取組施策
6 複合災害・二次災害を防ぐ	①危険物取扱施設での火災の発生防止 ②火災防御体制の確保 ③避難路等沿線建物の倒壊防止	6-① ・危険物取扱施設での特別措置法に基づく消防計画の策定と更新 6-② ・消防団員の確保 ・消防設備の耐震化の推進 6-③ ・木造建物耐震化診断の促進と耐震化誘導
7 地域社会・経済の迅速な再建回復	①道路啓開等の早期復旧体制の確保 ②災害廃棄物の迅速な処理体制の確保 ③地域コミュニティの強化 ④地域企業との防災・減災連携強化	7-① ・災害時における応急対策業務に関する協定に基づく支援体制の構築 7-② ・1次堆積場等の計画的な選定 ・災害時における応急対策業務に関する協定に基づく支援体制の構築 7-③ ・地域振興協議会を通じた地域活動の促進 ・地区自主防災協議会を通じた訓練の実施 ・地域ぐるみで高齢者を支える支援環境の整備 7-④ ・災害（防災・減災）協定の締結と訓練の実施 ・各種計画の策定と更新

第5章 土地利用と警戒避難体制の基本的な考え方

第1節 土地利用

土地利用については、津波浸水想定を踏まえつつ、沿岸地区の土地利用状況や社会情勢の変化を考慮し、未来づくりプラン等で示す土地利用の方針に反映させたいうで、安心・安全な町民生活の実現に向けた地域づくりを進める。

第2節 警戒避難体制の整備

津波からの迅速な避難は、時間帯によって滞在人口に差があることから、避難行動要配慮者に考慮した事前防災が必要となっている。

このため、平常時の防災教育や避難訓練等により、避難開始時間の短縮及び避難体制の向上を図り、地震発生から津波到達予想時刻までの間での、迅速かつ適正な避難行動がとれるように努める。

また、避難路や津波避難施設の維持管理を徹底し、新たに設定となった浸水想定区域内での同報系情報伝達設備の新規設置及び電波の強度または品質が脆弱な場所の改善を踏まえた避難情報伝達手段等の構築を図る。

【警戒避難体制の整備に関して定める基本事項】

(1) 避難路、指定緊急避難場所

津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を基本としながらも、車利用での避難を認め、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるまちづくりを目指す。

指定緊急避難場所は、1次避難と2次避難を想定し長時間にわたる避難を考慮した環境整備と指定緊急避難場所同士のつながりが持てるように努める。

避難路・避難階段の整備にあたっては、その周知に努めるとともに、夜間対策やその安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

(2) 情報伝達の確保

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、町、県及び関係機関の連携強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進する。

また、町からの情報伝達は、防災行政無線と災害に強い情報伝達システムの活用を図り、複数媒体に対して一元的に情報を配信するように努める。

さらに、耐震性、停電対策などの強靱化と非常時通信の多重化体制の整備に努める。

(3) 津波対策の教育・啓発

語り部活動の推進と防災士による防災講座等の活動を促進させ、人から人へ、地域から地域に対して津波防災を語り継ぐ活動について進める。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。計画及び実施に際しては、町及び地区自主防災協議会並びに関係機関等と連携を図るものとする。

9月1日の「防災の日」、9月5日の「世界津波の日」・「津波防災の日」、3月11日の「東日本大震災記念日」・「東日本大震災語り継ぐ日」そして、同11日の「岩泉町津波防災・減災の日」を中心に、学びの出前講座等を活用し、津波避難対策、家庭内対策を中心に啓発活動を重点実施する。

また、避難行動要配慮者支援や男女双方の視点に立った教育・啓発に努める。

(4) 津波避難計画の作成

町は、住民等の生命や身体の安全を守るため、津波発生時における避難の方法について、第7章 津波避難計画として定める。

津波防災地域づくり法第54条第1項（第69条において準用する場合も含む）により岩泉町地域防災計画に避難促進施設（要配慮者利用施設）として指定された施設（第3章・第2節・図3-6に掲げる施設）は、津波避難に関する避難確保計画を策定（変更する場合も同じ）し、町に提出するものとする。

特別措置法対策計画策定対象施設（第2章・第5節・図2-4に掲げる施設）は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」を策定した場合（変更する場合も同じ）は、その写しを特別措置法第7条に基づく場合は岩手県知事に、第8条に基づく場合は、町に提出するものとする。

また、津波防災地域づくり法及び特別措置法に該当しない浸水想定区域内の工場等の事業所（第2章・第5節・図2-5に掲げる事業所）にあっても津波避難計画の策定に努め、その写しを町に提出するものとする。

(5) 津波避難訓練の実施

町は、総合防災訓練や津波避難訓練等を実施する。訓練にあたっては、確率の高い地震・津波に対する想定から最大の想定まで、実効性のある訓練計画を策定する。

訓練実施に際しては、地震は全町を対象とし、津波は小本地区自主防災協議会の管轄範囲を対象として、町民参加はもちろんのこと、避難促進施設（要配慮者利用施設）、商店や企業及び関係機関など広く参加を呼びかけ、連携による防災体制の構築に資するように努める。

また、津波浸水区域内にある避難促進施設（要配慮者利用施設）は、年1回以上の訓練の実施を行うものとする。実施にあたっては、岩泉町要配慮者利用施設避難訓練実施要領による事前の通知及び実施後の報告書の提出を行うものとする。

第6章 推進計画実現に向けた今後の進め方

第1節 今後さらに検討が必要な事項

(1) 津波防災上の課題を踏まえた目標

① みんなで取組み、津波から命を守る

自助・近助・共助・公助・官助ともに総動で事前防災及び災害対応にあたることで、迅速かつ確実な津波避難体制、避難場所・避難路等の空間、避難に係る情報伝達手段などの環境を整備・充実するなど施策を講じ、町民の生命を守る。

② 行政機能の維持・継続による防災体制の強靱化

行政機能を維持・継続させるように、想定される震度5弱から震度6弱までの地震に備え、防災拠点施設の整備に努める。

また、行政サービスの早期再開と災害対応に備える業務継続計画の適正管理と訓練の実施を図る。

③ 津波被災からの町民生活の早期再建、産業の維持・継続と発展的な復興

生活・産業基盤の早期回復の手法や復旧復興拠点の確保を事前に計画し、迅速に復興を支援でき、より安全で発展的な生活再建、産業復興を目指すため、事前復興計画を岩泉町地域防災計画に盛り込む。

(2) 施策推進の考え方

岩泉町国土強靱化地域計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までとしていることから、津波防災地域づくりの推進施策は、当該計画に合わせた事業を推進し目標を達成させる。

第2節 計画の見直しと更新

岩泉町未来づくりプラン、岩泉町地域防災計画、岩泉町国土強靱化地域計画等との整合性を図りながら、必要に応じ、適宜見直しを行う。

(1) 定期的な施策の進捗管理

岩泉町国土強靱化地域計画の進行管理を基本として、本計画に位置付けた施策を定性的定量的な観点から進捗管理を行う。

(2) 計画の更新体制

本計画の更新時期として、以下のタイミングで既存の計画を評価し、見直しを行う。

① 新たな被害想定、津波浸水シミュレーション結果の公表時や施策に関する新たな方向性が示されたとき。

② 岩泉町未来づくりプラン、岩泉町地域防災計画、岩泉町国土強靱化地域計画等の上位・関連計画などが更新・策定されたとき。

第7章 津波避難計画

第1節 津波避難計画の範囲

この計画は、地震発生から初動期から情報と状況が落ち着き始める第二次行動期までの概ね48時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うためのものである。

したがって、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画及び被災による避難生活を円滑に行うための計画等については、「岩泉町地域防災計画」に定めるところによる。

第2節 津波浸水想定

(1) 基本的な考え方

第3章第1節「津波の浸水深と想定される被害」に記載の想定をもって、本町における避難対策を進めていくための判断基準とする。

(2) 用語の解説

① L2津波（最大クラスの津波）

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な災害をもたらす津波。

② L1津波（比較的頻度の高い津波）

最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。（数十年から百数十年の頻度で発生する）

③ 最大浸水域

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される最大の区域。

④ 最大浸水深

ア 陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ。

イ 津波浸水想定のはザードマップ等における今後の活用を念頭に、0.01m以上から20.0m以上を8段階に区分し、色分けして表示。

⑤ 最大津波水位（津波高）

津波襲来時の沿岸部（海岸線より海側）における津波水位の最大値で、標高で表されています。標高は、東京湾平均海面からの高さで表示。

⑥ 影響開始時間

初期潮位（朔望平均満潮位）に対して±20cm以上の水位変動が生じるまでの時間。なお、20cmは気象庁で津波注意報が発表される条件の下限值。

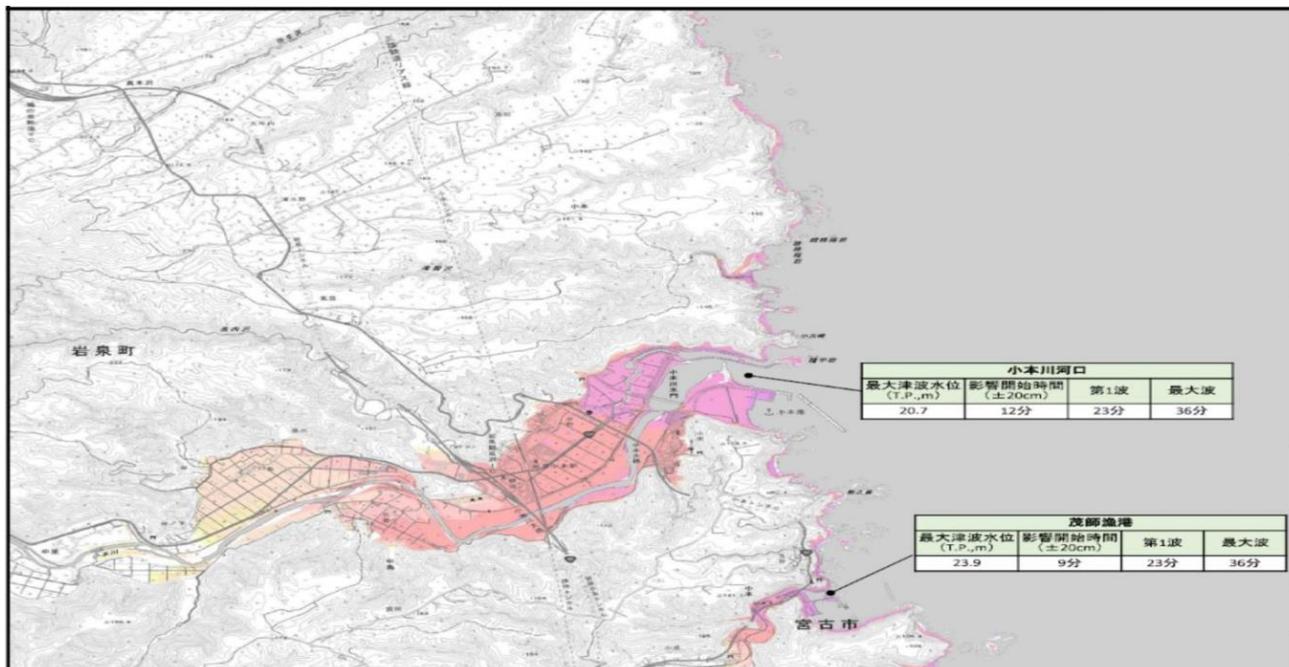
⑦ 第一波到達時間

代表地点において地震発生から第一波の最大津波水位到達までの時間。

(3) 岩泉町津波浸水想定図

津波浸水想定区域は、岩手県が令和4年3月に公表した、「最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される津波の区域（浸水域）と水深（浸水深）」を表した「津波浸水想定」を使用する。

図7-1 岩泉町防災マップ 津波災害



第3節 避難対象地域の指定等

(1) 避難対象地域の指定

避難対象地域とは、津波が発生した場合に被害が想定されるため避難が必要な地域で、避難指示を発令する際に避難の対象となる地域をいう。

避難行動の混乱を防ぎ、初動を早めるため、津波警報及び大津波警報の発令基準を統一する。

なお、避難情報の発令基準（指定の範囲）は、次のとおりとする。

図7-2 津波災害に係る避難情報の発令基準

区 分	津波注意報	津波警報・大津波警報
基本の想定範囲	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、観光客等を念頭に海岸堤防等より海側の地域を対象とする。	発生頻度は極めて低いが、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）により浸水が想定される地域を対象とする。
発令内容	避難指示 「海岸堤防より海側」	避難指示 「津波浸水想定区域」
対象行政区区域		
小 成	—	津波浸水想定区域 ^{注1}
茂 師	海岸線（茂師漁港含む）	津波浸水想定区域
小 本	防潮堤、小本水門より海側	津波浸水想定区域
中 野	防潮堤、小本水門より海側	津波浸水想定区域
岸	—	津波浸水想定区域
中 島	—	津波浸水想定区域
卒 郡	—	津波浸水想定区域
中 里	—	津波浸水想定区域

注1) 浸水想定区域は、「津波防災地域づくりに関する法律」において、岩手県が公表した「津波浸水想定区域」とする。

注2) 自らの場所が危険と判断される場合は、直ちに避難行動を起こすこと。

注3) 遠地地震の場合は、津波警報発表時刻前に「高齢者等避難」を発令する場合がある。

(2) 避難困難地域等

避難困難地域とは、徒歩避難を原則として、津波到達予想時間までに避難目標地点や指定緊急避難場所等への避難が困難と考えられる地域をいう。

本町は、日本海溝・千島海溝型地震による津波想定で、地震発生から23分が最短の到達想定となっている。

避難できる限界距離は、図7-3で計算しているとおりの健常者中心歩行で323m、避難行動要支援者（支援者2名同伴）で224mとなる。

避難困難地域を検討した結果、居住区域の一部に避難困難地域が発生することから、自動車や自転車での避難行動及び事前の持出品の準備などを徹底することによって逃げ遅れを防ぐよう努める。

また、小本港湾及び茂師、小本漁港付近の一部が避難困難地域に該当となることから、周知を確実にできる体制を整え、自動車移動できる体制を整える。

さらには、住民避難完了目標時間を定め、町、住民、事業所及び関係機関が一体となった訓練を実施することにより早期避難体制を構築する。

図7-3 住民避難完了目標（避難完了＝「危険な場所からの退避」）

★第1目標	23分（第1波到達までに）
★最終目標	36分（最大波到達までに）

図7-4 避難できる限界距離※日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震被害想定値

★避難可能時間：[津波到達予想時間 23分]－[避難開始時間^{注1} 12分]＝11分
秒数＝660秒

★避難可能距離：歩行避難の場合

①健常者中心 [歩行速度^{注2} 0.49m/秒]×[避難可能時間 660秒]≒323m

②支援者同伴 [歩行速度^{注3} 0.34m/秒]×[避難可能時間 660秒]≒224m

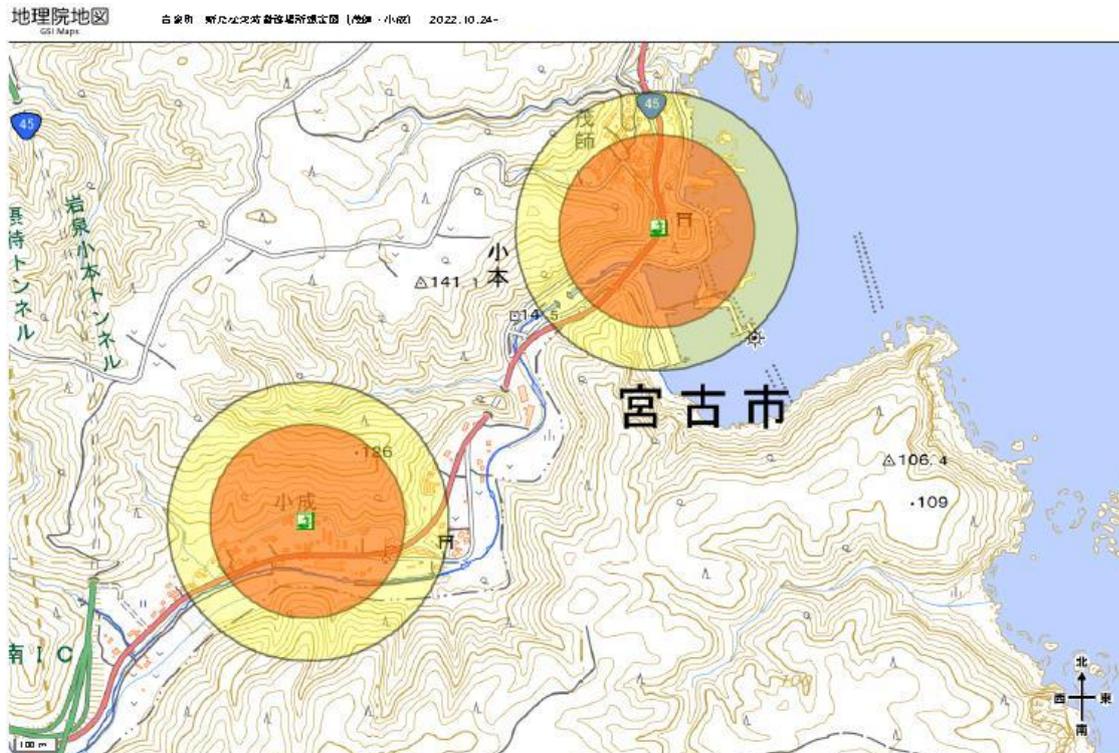
注1：揺れ最大5分＋夜間着替え5分＋冬季防寒着2分＝12分

注2：非凍結路面 0.68m/秒 ⇒ 積雪時 2割減 0.54m/秒 ⇒ 凍結時 1割減 0.49m/秒

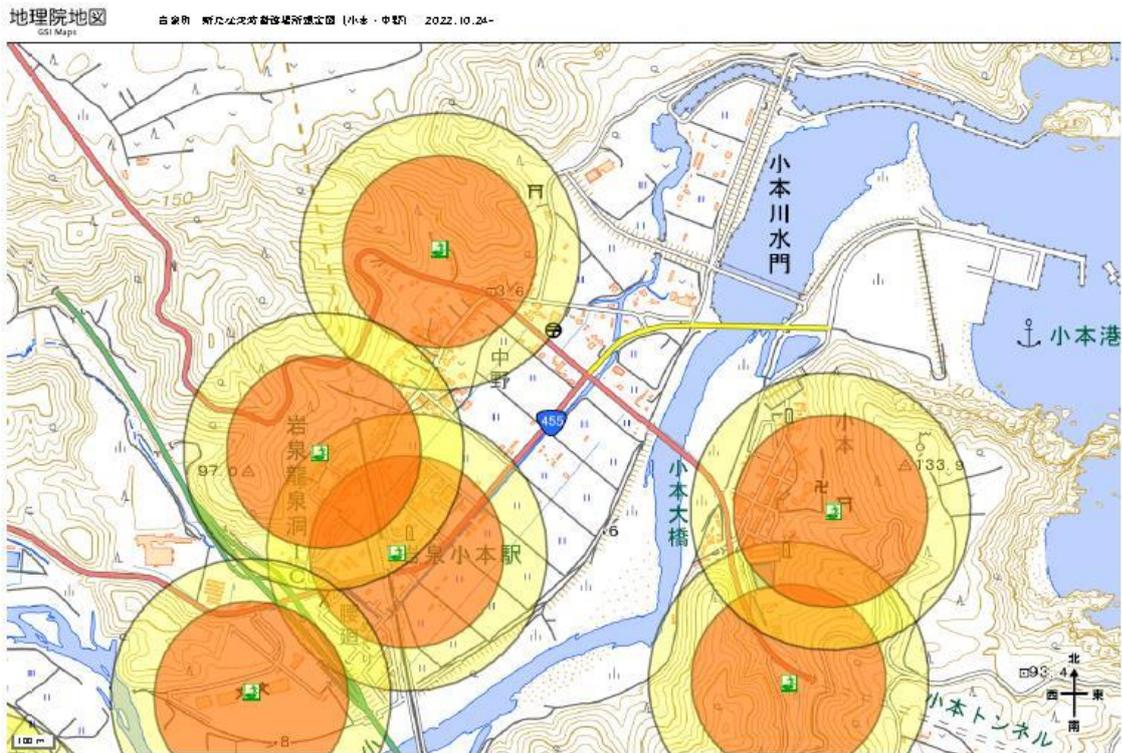
注3：非凍結路面 0.47m/秒 ⇒ 積雪時 2割減 0.38m/秒 ⇒ 凍結時 1割減 0.34m/秒

図7-5 避難困難地域指定検討図

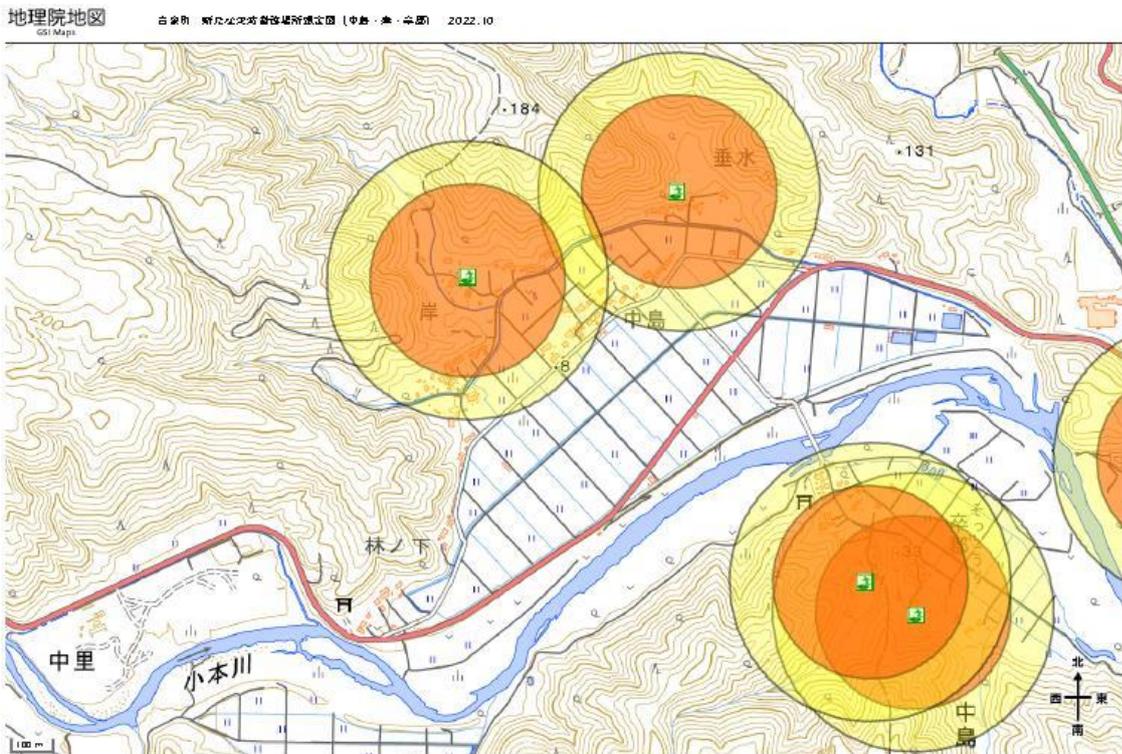
■小成地区、茂師地区



■小本地区、中野地区、小本駅前地区



■中島 (中島、岸、卒郡) 地区



(3) 指定緊急避難場所等

指定緊急避難場所等とは、岩泉町地域防災計画において、町が指定する指定緊急避難場所や指定避難所をいう。

津波からの緊急避難先として使用する指定緊急避難場所等については、次の考え方及び注意点に配慮して指定するとともに、機能確保のための整備に努める。

ただし、「小本津波防災センター」及び「小本小・中学校校舎」は、津波浸水想定区域内に立地しているが、浸水想定高及び波力等に十分に耐えられる構造であり、その機能性から地域防災の拠点として欠かせない施設であることから、津波避難ビルとして指定する。

■津波指定緊急避難場所の指定の考え方

- 津波からの難を一時的に逃れられる場所の確保
- 危険な場所から、より高い所への避難を想定
- 時間の余裕があれば、孤立を防ぐ遠くの安全な場所への避難を想定
- 避難者同士が寄り添い助け合える場所の確保

■津波指定緊急避難場所の指定するうえでの注意点

【安全性の確保】

- ① 原則として避難対象地域から外れていること。
- ② 原則としてオープンスペース又は耐震性が確保されている建物を指定する。
- ③ 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- ④ 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられるため、更に避難できる場所であること。
- ⑤ 原則として、指定緊急避難場所等の表示があり、入り口等が明確であること。

【機能性の確保】

- ① 避難者1人あたり十分なスペースが確保されていること。
- ② 夜間照明及び情報機器（伝達・収集）等を備えていること。
- ③ 一晩程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていること。

■ 指定緊急避難場所・指定避難場所

岩泉町地域防災計画で指定している指定緊急避難場所等は次のとおりである。

図 7-6 津波指定緊急避難場所及び指定避難所

番号	施設・場所	兼避難所	所在地
1	小成津波防災センター	●	岩泉町小本字小成 133-2
2	茂師消防屯所付近		岩泉町小本字茂師 1 付近
3	宗得寺裏山付近		岩泉町小本字小本 21 付近
4	小本トンネル前広場		岩泉町小本字内の沢 79-148 付近
5	中野坂東側高台		岩泉町小本字中野 10-12 付近
6	小本津波防災センター (津波避難ビル・屋上)		岩泉町小本字南中野 239-1
7	N T T 小本交換所北側高台		岩泉町小本字中野 31-3
8	小本小・中学校脇高台		岩泉町中島字長内 53-32
9	小本小・中学校 (津波避難ビル・2階以上)	●	岩泉町小本字南中野 145
10	中島・八坂神社付近		岩泉町中島字中島 115-54 付近
11	岸公民館付近		岩泉町中里字岸 11 付近
12	卒郡ポンプ場付近		岩泉町中島字卒郡 57 付近
13	卒郡公民館奥高台		岩泉町中島字卒郡 21 付近
14	中里公民館		岩泉町中里字下中里 12-1
15	小本小学校旧大牛内分校	●	岩泉町小本字大牛内 318-1
16	道の駅いわいずみ駐車場		岩泉町乙茂字乙茂 90-1 付近
17	岩泉町民会館・図書館	●	岩泉町岩泉字松橋 21-1

第4節 動員計画

(1) 基本方針

動員の基本方針は、岩泉町地域防災計画の地震・津波災害対策編、第3章災害応急対策計画、第1節活動体制計画第1基本方針とする。

緊急地震速報又は大きな地震の発生を初動の基準とし、自ら及び家族等の生命、身体の安全確保を優先し活動する。

(2) 動員計画

① 町の動員

町は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するため、自主参集を基本として職員の動員を行う。

本部設置基準及び職員招集等の基準は次のとおりとする。

津波指定緊急避難場所への職員配置は行わない。ただし、自ら避難している場合は、可能な範囲において他避難者と協力し、避難場所の運営にあたる。

図7-7 災害警戒本部及び災害対策本部設置基準（抜粋）

	災害警戒本部	災害対策本部	
	指定職員配備	指定職員配備	全職員配備
■地震動警報 町で次の震度を観測した場合（全職員配備は記載のとおり）	自主参集 ◆震度4 ^{注1}	自主参集 ◆震度5弱 ^{注1} ◆震度5強 ^{注1}	自主参集 ◆震度速報で沿岸北部に震度6弱以上の発表又は町で震度6弱 ^{注1} 以上を観測した場合
	注1 「岩泉町岩泉」、「岩泉町大川」のいずれかの震度が該当した場合		
■津波警報 県に次の津波警報が発表された場合	自主参集 ◆津波注意報	自主参集 ◆津波警報	自主参集 ◆大津波警報
	通知参集 ◆北海道・三陸沖後発地震注意情報	・先発地震において、災害対策（警戒）本部が設置されている場合は、その対応を継続する。	

※伝達は、**全職員**に対して電子メール（防災メール）において携帯端末に送信する。併せて各課等にあつては、必要に応じて各課連絡網での連絡とする。

※「通知参集」＝防災メール又は電話で通知を受けて参集するもの。

※「自主参集」＝通知を待たずに参集基準の事象を覚知した段階で参集するもの。

※全職員配備にあつては、既に自らや家族等の安全を確保しなければならない状態となっていることが予想されることから、「緊急安全確保」の行動を優先すること。

図 7-8 職員招集基準及び支部等設置基準（抜粋）

◆=参集者、★=参集場所

	災害警戒本部	災害対策本部	
	指定職員配備	指定職員配備	全職員配備
■地震動警報 ■津波警報	本部長：町長 副本部長：副町長 教育長	本部長：町長 副本部長：副町長（職務代行順位1位）、教育長（同2位） ■本部支援室 災害警戒本部に同じ（指名職員を増員）	
	■本部支援室 ◆本部長指名職員 ★危機管理課防災対策室に参集 ■各部 ◆本部員 ◆本部長、本部支援室統括、本部員が指名する職員 ★所属部署に参集	■本部員会議 （本庁舎3階・町長室に参集） 総務部：総務課長（上記同3位）、政策部：政策推進課長、 税務部：税務出納課長、町民生活部：町民課長、保健部：健康推進課長、 商工部：経済観光交流課長、農林水産部：農林水産課長、 土木部：地域整備課長、水道部：上下水道課長、 防災部：消防防災課長、教育部：教育次長、議会部：議会事務局長	
		◆担当課長 ◆総括室長 ◆本部長、本部支援室統括、本部員が指名する職員 ★所属部署に参集	◆全職員 ★所属部署に参集
	<u>必要に応じて設置</u> ■地区支部 ◆支部長：支所長 ◆副支部長：支所職員・本部長指名職員 ◆本部長指名職員 ★支所に参集	■地区支部 ◆支部長：支所長 ◆副支部長：支所職員・本部長指名職員 ◆本部長指名職員 ★支所に参集	
	◆本部長指名職員 ★支所に参集	<u>必要に応じて設置</u> ■現地災害対策本部、■調査班、■現地作業班 ◆本部長指名職員	
■津波警報の特例	<u>津波注意報</u> ■小本地区支部 場所：小本津波防災センター ◆地区支部員配置場所は別に定める ★事前配置基準場所に参集	<u>津波警報</u> ■小本地区支部 場所：中里公民館 ◆地区支部員配置場所は別に定める ★事前配置基準場所に参集 ※時間経過の中で気象庁等の情報を基にして、防災対策規模の縮小を進める	<u>大津波警報</u> ■小本地区支部 場所：中里公民館 ◆地区支部員配置場所は別に定める ★事前配置基準場所に参集

※本部職員（危機管理課防災対策室）は、危機管理課に自主参集する。

※緊急初動特別職員（夜間、休日等の勤務時間外対象指名職員）は、危機管理課に自主参集する。

※各部で本部員（課長等）が指名する「自らの業務」において配備体制の対象となる職員は、それを優先する。また、各部で参集基準・参集場所を別に定めている場合は、それを優先する。

※勤務地（所属部署）に参集できない場合は、所属長に連絡の上、原則として、本庁（教育委員会事務局を含む）又は最寄りの地区支部に参集する。

※津波警報等発表されている場合は、小本地区支部員（非常配備職員含む）及び津波浸水区域を通過して参集する職員は、**津波到達時刻10分前までには移動を中止し、自らの安全確保を優先する。**
また、参集が明らかに困難と判断される場合は、その段階で移動をせず自らの安全を確保すること。

② 防災関係機関の態勢

防災関係機関は、それぞれの機関における体制を整えるとともに、町災害対策本部が設置された場合は、速やかにリエゾン（情報員）を派遣する。

また、町本部長から連絡調整会議の開催通知があった場合は、速やかに職員等を町災害対策本部に派遣する。

さらに、救助・救出が必要な場合は、岩泉消防署に「救助・救出部隊運用指揮本部」を設置する。

③ 岩泉町消防団の態勢

岩泉町消防団は、別に定める「地震災害活動マニュアル」に基づき活動する。

本団は、岩泉消防署内に指揮本部を設置する。

第7分団以外の分団は、団員を屯所に参集させ、管内の被害発生に対応する。また、大規模地震被害及び大津波被害等の発生による第2出動に備える。

第7分団本部拠点は、「中里公民館」とする。ただし、津波注意報の発表時には、「小本津波防災センター」とする。

第7分団のうち津波浸水想定区域内に所在する部は、人員及び車両の退避行動を優先し、**津波到達10分前までに退避を完了させる。**

第7分団津波浸水想定区域以外以外の部は、管内被害発生への対応を優先させるとともに、津波災害に備えた活動とする。

全ての団員は、津波警報等発表中の場合、津波浸水想定区域内へ立ち入らない。

④ 地区自主防災協議会等自主防災組織の態勢

初動期は、「自助」、「近助」に徹し、避難誘導、安否の確認、避難所運営等に努める。その後の第二次行動期において、町との協働で協議会本部を設置し、管内情報収集と防災機関への情報提供及び町全体での支援の体制を整える。

防災士は、各地区での活動を基本として、町に対して、LINE等を活用し、被害情報等の提供にも努める。

小本地区自主防災協議会の拠点は、「中里公民館」とする。ただし、津波注意報の発表時には、「小本津波防災センター」とする。

第5節 避難誘導等に従事する者の安全確保

地震動の発生や津波警報等発表の後における、避難広報や避難誘導等を行う職員、防災関係機関職員、町消防団員、地区自主防災協議会、災害応援協定締結における企業職員、個別避難計画による避難支援関係者及び民生委員などについては、次の点に注意して安全確保を図る。

- ① 自らの命を守ることを最も優先し、避難誘導等を行うこと。
- ② 津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時刻の10分前には確実に安全な場所に退避を完了すること。
- ③ 津波到達予想時刻を過ぎた場合は、どんな理由があろうとも津波浸水想定区域内へ立ち入らないこと。
- ④ 避難促進施設（要配慮者利用施設）との災害応援協定締結企業にあっては、十分な活動時間が無いと判断される場合は、社員の避難行動を優先すること。
- ⑤ 避難行動要支援者における個別避難計画記載の避難支援関係者及び地区自主防災協議会等で避難支援にあたる者は、駆け付けから避難完了までの時間を考慮して支援にあたること。支援にあっては、自らの津波到達予想時刻10分前避難完了を貫徹すること。
- ⑥ 町消防団の活動にあっては、「地震災害活動マニュアル」に基づいた組織的な行動により、すべての消防団員の安全確保を徹底すること。
- ⑦ ラジオ、スマートフォン、携帯電話及び防災行政無線等を携帯し、最新の情報を得て、十分な安全性をもって活動すること。

第6節 津波情報等の収集・伝達

(1) 立退き避難が必要な災害の事象

- ① 津波による浸水が予想される場合
- ② 津波により浸水しないものの、沿岸部や沿岸近くの海中・海面において強い流れが予想される場合

(2) 判断基準情報

① 津波警報等の情報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらを元に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については約2分）を目標に、次のとおり津波予報区単位（岩手県）で発表する。 ※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度のよい震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

図7-9 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

② 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容が津波予報として気象庁から発表される。避難の必要はないが、海に入っただけの作業や釣りなどに際しては十分な注意が必要である。

図 7-10 津波予報発表区分

発表される場合	内 容
0.2 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要が無い旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っただけの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な注意が必要である旨を発表する。

(3) 地震・津波に関する情報

① 地震・津波情報

地震発生後、新しいデータが入ってくるに従い、次のとおり地震や津波の情報を発表します。

図 7-11 地震情報発表区分

種 類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。 ※本町地域は「沿岸北部」となり、他県内は、「沿岸南部」、「内陸北部」、「内陸南部」となる。
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨をふかして、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・津波注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表する。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表する。

種 類	発表基準	内 容
		震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表する。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

図7-12 津波情報発表区分

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表する。 ※この情報で発表される津波予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 ※津波予報区は、「岩手県」となる。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。 ※岩手県の地点は、「久慈港」「宮古」「釜石」「大船渡」となる。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。 ※岩手県の地点は、「久慈港」「宮古」「釜石」「大船渡」となる。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で簡素した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。 ※岩手県の地点は、「岩手久慈沖」「岩手宮古沖」「岩手釜石沖」となる。

② 異常現象情報

地震及び津波に関する異常な現象は次のとおり発表される。

図 7-13 異常現象情報区分

区 分	現 象	異常現象の内容
地震に関する事項	群発地震	数日間にわたり頻繁に感ずるような地震
津波に関する事項	異常潮位	潮位の異常は変動
その他に関する事項	異常波浪	異常な高さを示す波浪やうねり
	その他	上記以外の異常な現象

(4) 海外での大規模な噴火の発生

令和 4 年 1 月に発生したトンガにおける火山噴火による潮位変化を受け、令和 4 年 2 月及び同年 4 月に気象庁地震火山部が当面の対応について公表している。

遠地地震に関する情報を活用して運用が行われるが、日本での潮位の変化をもって津波の有無が決定となることに注意が必要となる。

また、気圧波によるものでなく遠地地震に起因した対応も求められることから、令和 4 年 8 月 3 日付け「海外での大規模な噴火の発生した場合の対応について」の方針による、遠地地震に対する体制を強化しての対応とする。

(5) 後発地震注意情報

国では、日本海溝・千島海溝沿い巨大地震の発生に備えて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型の地震防災対策推進基本計画に、後発地震に注意を促す情報の発信とその対応について盛り込んだ。

発表後は、地震発生から 1 週間「日頃からの地震の備えを再確認」をするとともに、揺れを感じたら、ただちに避難できる態勢の準備を行うこととする。

本町では、令和 4 年 12 月 15 日付け「北海道・三陸沖後発地震注意情報に対する当面の対応について」の方針により行動する。

図 7-14 後発地震注意情報区分

名 称	発表の基準
北海道・三陸沖後発地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合 ◆ 想定震源域の外側で Mw 7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域への影響を与えるものであると評価された場合

(6) 地震・津波に関する情報の伝達

津波警報等の伝達系統は、岩泉町地域防災計画の地震・津波災害対策編、第 3 章 災害応急対策計画、第 2 節津波警報・地震情報等の伝達計画によるところとする。

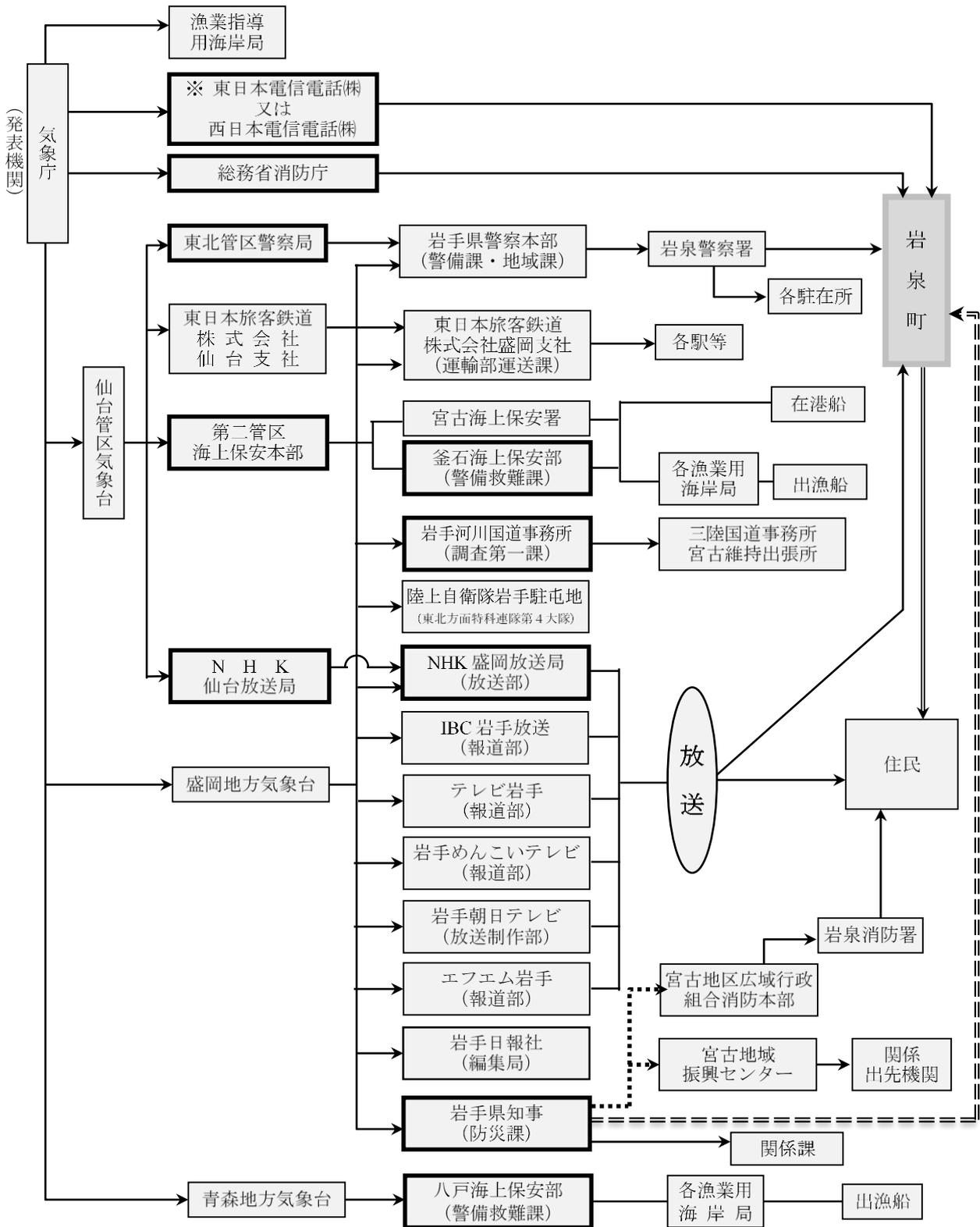
また、町の情報の収集と伝達にあつては、「岩泉町災害に強い情報連携システム運用マニュアル」のとおり運用することとし、防災行政無線の放送にあつては、「岩泉町防災行政無線放送文（地震・津波編）」を基本として実施する。

図 7-15 情報の伝達手段整理表

情報種別	町受報		町発報	他情報配信媒体
強い揺れを体感	消防防災課職員 体感	手動	・防災行政無線[手動]	
緊急地震速報	J-ALET	—	発報なし ※他情報を発報できないため ・Yahoo!防災速報	ラジオ・テレビ 緊急速報（エリア）メール 緊急警報放送受信機器 登録制アプリ
震度速報 震度4以上	J-ALET リアル防災システム	自動	・防災行政無線[手動] ・ぴーちゃんねっと ・防災メール ・Twitter ・Yahoo!防災速報	ラジオ・テレビ 登録制アプリ
大津波警報 津波警報 津波注意報	J-ALET リアル防災システム	自動	・防災行政無線[自動] ・ぴーちゃんねっと ・緊急速報（エリア）メール ・防災メール ・Twitter ・町ホームページ ・Yahoo!防災速報	ラジオ・テレビ 緊急警報放送受信機器 登録制アプリ 消防団広報
津波予報	リアル防災システム	手動	・防災行政無線[手動] ・ぴーちゃんねっと ・防災メール ・Twitter ・Yahoo!防災速報	ラジオ・テレビ 登録制アプリ
震源震度に関する 情報	リアル防災システム	手動	・防災行政無線[手動] ・ぴーちゃんねっと ・防災メール ・Twitter	ラジオ・テレビ 登録制アプリ
その他の 地震情報	リアル防災システム	—	発報なし ※その他防災情報を優先する	ラジオ・テレビ 登録制アプリ
その他の 津波情報	リアル防災システム	手動	・防災行政無線[手動] ・ぴーちゃんねっと ・防災メール ・Twitter	ラジオ・テレビ 登録制アプリ
遠地地震に関する 情報	リアル防災システム	手動	・防災行政無線[手動] ・ぴーちゃんねっと	ラジオ・テレビ 登録制アプリ

情報種別	町受報		町発報	他情報配信媒体
			<ul style="list-style-type: none"> ・防災メール ・Twitter 	
海外での大規模な噴火の発生	リアル防災システム	手動	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線[手動] ・ピーちゃんねっと ・防災メール ・Twitter 	ラジオ・テレビ 登録制アプリ
後発地震注意情報	気象庁・内閣府 会見 県ファクシミリ 防災情報提供メ ール	手動	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線[手動] ・ピーちゃんねっと ・防災メール ・Twitter 	ラジオ・テレビ 登録制アプリ

図 7-16 津波警報等伝達系統図



- (注) 1 ※は、大津波警報、津波警報発表及び解除のみ
 2 線及び== 線は総合防災情報ネットワーク及び防災行政無線
 3 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 4 二重線の経路・(..... 線及び== 線)は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第7節 避難指示の発令

津波災害時は、危険地域からの一刻も早い避難が必要なことから、津波による浸水が予想される場合及び、津波により浸水しないものの、沿岸部や沿岸近くの海中・海面において強い流れが予想される場合は、予想される津波から避難が必要な地域の居住者等に対して、速やかに避難指示を発令する体制とする。

また、遠地地震のように津波の到達が遅い場合で、津波警報等を発表することが事前に発表されたときは、高齢者等避難及び避難指示を津波警報等発表前に発令することがある。

発令に係る避難・救出に係る計画は、岩泉町地域防災計画の地震・津波災害対策編、第3章災害応急対策計画、第14節避難・救出計画によるところとする。

(1) 実施責任者

災害対策基本法第60条により町本部長が、地域住民、滞在者その他の者に対する避難のための立退き指示を行う。

なお、岩泉町地域防災計画に定める本部長の職務代行順位は、次のとおりである。

第1順位 副町長（副本部長）

第2順位 教育長（副本部長）

第3順位 総務課長（以降、岩泉町課設置条例で定める課の順序とする）

なお、町が機能しない場合は、岩手県知事が指示を行う。

(2) 避難の指示の基準

津波災害に係る発令基準は、岩泉町避難指示等の基準に定めるとおりとする。

図7-17 再掲 津波災害に係る避難情報の発令基準

区 分	津波注意報	津波警報・大津波警報
基本の想定範囲	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、観光客等を念頭に海岸堤防等より海側の地域を対象とする。	発生頻度は極めて低いが、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）により浸水が想定される地域を対象とする。
発令内容	避難指示 「海岸堤防より海側」	避難指示 「津波浸水想定区域」
対象行政区区域		
小 成	—	津波浸水想定区域 ^{注1}
茂 師	海岸線（茂師漁港含む）	津波浸水想定区域
小 本	防潮堤、小本水門より海側	津波浸水想定区域
中 野	防潮堤、小本水門より海側	津波浸水想定区域

区 分	津波注意報	津波警報 ・ 大津波警報
岸	—	津波浸水想定区域
中 島	—	津波浸水想定区域
卒 郡	—	津波浸水想定区域
中 里	—	津波浸水想定区域

注1) 浸水想定区域は、「津波防災地域づくりに関する法律」において、岩手県が公表した「津波浸水想定区域」とする。

注2) 自らの場所が危険と判断される場合は、直ちに避難行動を起こすこと。

注3) 遠地地震の場合は、津波警報発表時刻前に「高齢者等避難」を発令する場合がある。

(3) 避難情報等の周知

町は、避難情報等の周知にあつては、「岩泉町災害に強い情報連携システム運用マニュアル」のとおり運用することとし、防災行政無線の放送にあつては、「岩泉町防災行政無線放送文（地震・津波編）」を基本として実施する。

また、町は、後発地震注意情報の発表及び遠地地震において事前に津波警報等の予告があつた場合は、津波浸水想定区域内避難促進施設（要配慮者利用施設）の管理者に、避難確保計画における連絡網において、その旨の連絡を行うこととする。

地域においては、大きな揺れ等を感じた場合は速やかに避難行動を開始するものとし、町消防団広報及び「近助」の呼び掛けにより周知を広げて避難に繋げ、特別措置法対策計画策定対象施設、避難確保計画策定施設及び前二つに該当しない浸水想定区域内の事業所においては、避難の計画において避難情報等を得る手段を事前に定めておくこととする。

■町からの情報伝達手段■

- ・ 防災行政無線（同報系）
- ・ 緊急速報（エリア）メール
- ・ Twitter
- ・ Lアラート（テレビ・ラジオ放送向け）
- ・ ぴーちゃんねっと
- ・ 防災メール
- ・ 町ホームページ
- ・ Yahoo!防災速報

(4) 関係機関相互の連絡

町は、避難指示を発令した場合は、速やかに岩手県知事に報告する。報告は、岩手県防災情報収集システムとし、使用できない場合は、電話において、岩手県復興防災部防災課あてに連絡する。

また、岩泉消防署及び岩泉警察署に対してもその旨を連絡する

■報告・連絡事項■

- | | | |
|-------------|-----------|-------------|
| ・避難指示等を行った者 | ・避難指示等の理由 | ・避難指示等の発令時刻 |
| ・避難対象地域 | ・避難先 | ・避難者数 |

(5) 避難の方法及び誘導

① 原則的な避難形態

ア 避難は、原則として徒歩によるものとするが、速やかに安全な場所への避難が必要な場合は、車両による避難を認める。

イ 避難は、できるだけ、事業所、学校や一定の地域の単位で、地域の特性や災害の状況に応じ、適切な方法により行う。

② 津波てんでんこ

津波到達予想時刻までに時間的余裕がない場合等で、緊急を要する場合は、自らの判断で最寄りの最も安全と思われる場所において、緊急安全確保の行動をとること。

③ 避難誘導方法

「第5節 避難誘導等に従事する者の安全確保」を心掛けて誘導にあたること。

④ 避難指示発令中の避難継続

避難者は、いかなる理由があろうとも避難指示発令中は、「指定緊急避難場所から戻らない、津波浸水想定区域内に立ち入らない」こと。

⑤ 安否確認等

住民は、避難者名簿を非常持ち出し品の中に入れるなどして、避難所に避難した場合は、その提示に努める。

町は、岩泉消防署に設置される「救助・救出部隊運用指揮本部」と連携し、地区自主防災協議会等の協力を得ながら、岩手県被災者台帳システムを活用し安否の確認に努める。

(6) 警戒区域の設定

町は、警戒区域の設定が必要と判断した場合は、災害対策基本法第63条の規定により警戒区域を設定するものとする。また、関係機関が警戒区域の設定をした場合は、その報告を求めることとする。

その事務にあつては、岩泉町地域防災計画に基づき実施するものとする。

第8節 津波防災教育と啓発

町及び防災関係機関は、岩泉町地域防災計画の「地震・津波災害対策編の第2章災害予防計画の第1節防災知識普及」及び本計画「第5章土地利用と警戒推進体制の基本的な考え方の第2節警戒避難体制の整備」に基づき、防災教育及び防災訓練の実施に努める。

特に、東日本大震災津波伝承活動を通じて、将来を担う若い世代に対しての防災教育に力を入れていくものとする。

資料編

- 資料1 岩泉町津波防災マップ 令和5年4月1日版
- 資料2 岩泉町国土強靱化地域計画 別冊
リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧
- 資料3 津波防災地域づくり推進計画策定に係る説明資料

資料 1

岩泉町津波防災マップ 令和5年4月1日版

岩泉町津波防災マップ

小本川河口			
最大津波水位 (T.P.,m)	影響開始時間 (±20cm)	第1波	最大波
20.7	12分	23分	36分



津波指定緊急避難場所一覧

No	施設・場所名	所在地
①	小成津波防災センター	小本宇小成133-2
②	茂師消防屯所付近	小本宇茂師1付近
③	宗得寺裏山付近	小本宇小本21付近
④	小本トンネル前広場	小本宇内の沢79-148付近
⑤	中野坂東側高台	小本宇中野10-12付近
⑥	小本津波防災センター (津波避難ビル・屋上)	小本宇南中野239-1
⑦	N T T小本交換所北側高台	小本宇中野31-3付近
⑧	小本小・中学校脇高台	中島宇長内53-32付近
⑨	小本小・中学校 (津波避難ビル・2階以上)	小本宇南中野145
⑩	中島・八坂神社付近	中島宇中島115-54付近
⑪	岸公民館付近	中島宇岸11付近
⑫	卒部ポンプ場付近	中島宇卒部57付近
⑬	卒部公民館奥高台	中島宇卒部21付近
⑭	中里公民館	中里宇下中里12-1
⑮	小本小学校旧大牛内分校	小本宇大牛内318-1
⑯	道の駅いわいずみ駐車場	乙茂宇乙茂90-1付近
⑰	岩泉町民会館・図書館	岩泉宇松橋21-1

災害時の
お問い合わせ先 **岩泉町危機管理課**
TEL 0194-22-2111(代)

縮尺1:10,000



縮尺1:10,000



縮尺1:41,000

凡例

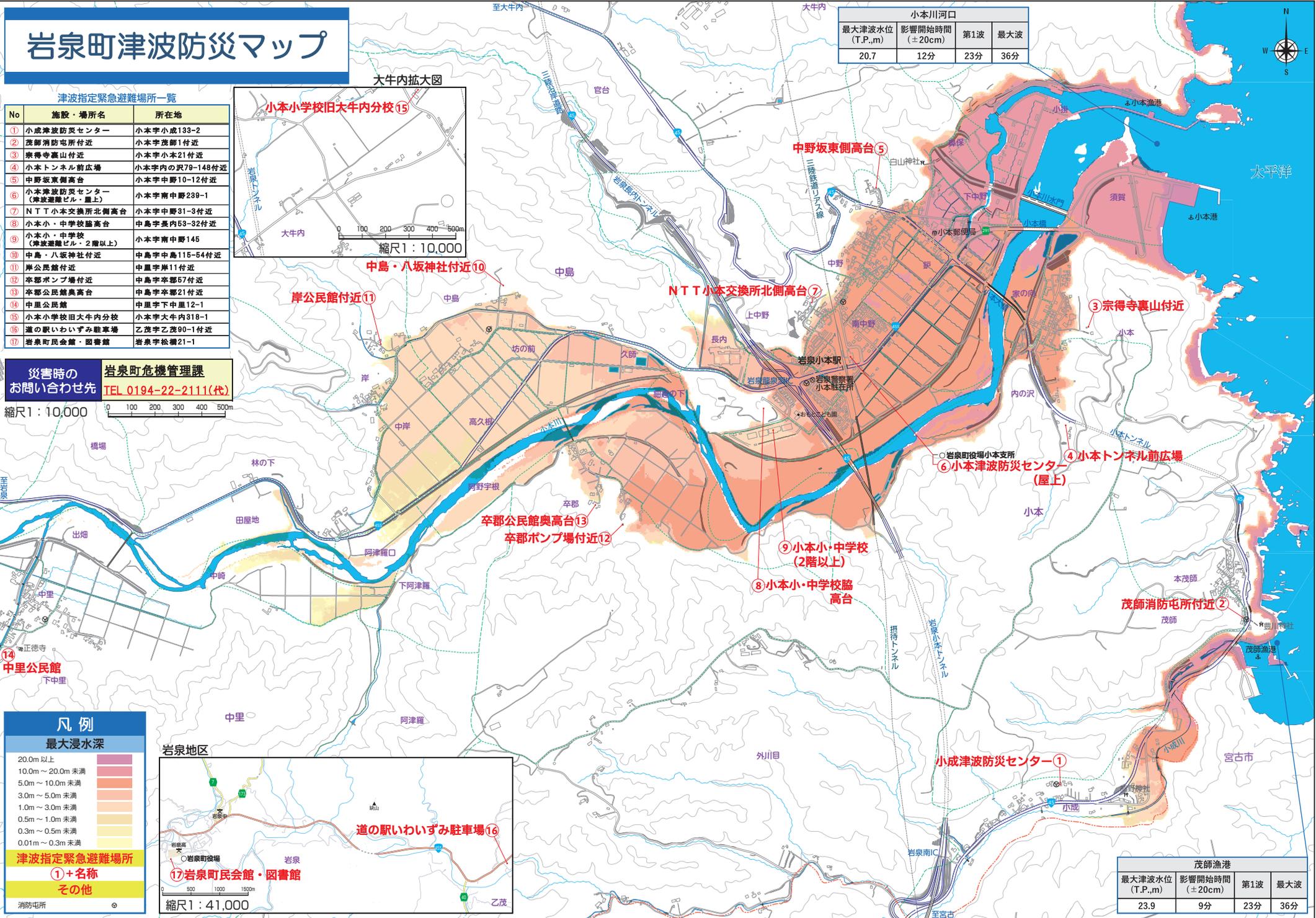
最大浸水深

20.0m以上	(Dark Purple)
10.0m ~ 20.0m 未満	(Purple)
5.0m ~ 10.0m 未満	(Red-Orange)
3.0m ~ 5.0m 未満	(Orange)
1.0m ~ 3.0m 未満	(Light Orange)
0.5m ~ 1.0m 未満	(Yellow-Orange)
0.3m ~ 0.5m 未満	(Yellow)
0.01m ~ 0.3m 未満	(Light Yellow)

津波指定緊急避難場所

- ①+名称
- その他

消防屯所



茂師漁港			
最大津波水位 (T.P.,m)	影響開始時間 (±20cm)	第1波	最大波
23.9	9分	23分	36分



【この図版の作成に当たっては、岩手県知事の承認を得て、五千分の地形図を使用した。(令和3年2月12日森数第784号)】
 【この図版は、岩手県の承認を得て、2,500分の地形図を基に作成されたものである。(承認番号令和2年2月11日岩地第46号)】
 【この図版の作成に当たっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の気象防災計画図版を使用した。(承認番号 平31第1号、第76号、034830101)】
 【測量法に基づき国土地理院承認 (使用) R 2H: 293-1351号】

制作
0194-1621-7233
営業所

資料 2

岩泉町国土強靱化地域計画 別冊

リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧

令和5年1月版

岩泉町国土強靱化地域計画 別冊
リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧

令和5年1月

岩手県岩泉町

- 本冊は令和4年3月に改訂（更新）した「岩泉町国土強靱化地域計画 別冊 リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧」を改訂（更新）したものです。
- 事業は令和4年度ローリング等に基づいて記載しています。
- 事業期間は、令和4年度ローリングの対象年度に合わせています。
 - ・実施中の事業…令和5年度から令和8年度
 - ・未実施の事業…事業開始予定年度～令和8年度
 - ・令和8年度までに終期の来る事業…令和5年度～完了予定年度
 - ・令和5年度～令和8年度内で単年度実施予定の事業…事業実施予定年度
- 事業費は、令和4年度ローリング等実施時点における上記期間の事業費（見込額）です。

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
小中学校教員住宅改修事業	町内小中学校	教員住宅のリフォーム 所管70戸 継続利用45戸 移管 対象15戸 廃止処分10戸	R5~8	26,400	町	教育委員会	公営住宅の老 朽化対策	-		○					○
小川小学校屋内運動 場長寿命化改良事業	小川小学校	長寿命化改良工事 屋内運動場800㎡	R5~6	91,795	町	教育委員会	公立学校の耐 震化(避難所と しての機能確 保・強化)	-	○						
町民会館運営管理事 業(直接管理費)	岩泉町民会館	町民会館の運営管理	R5~8	28,484	町	教育委員会	社会教育施設 の機能強化	-	○						
歴史民俗資料館運営 管理事業(直接管理 費)	岩泉町歴史民俗資 料館	施設管理と資料館展示の充実	R5~8	36,469	町	教育委員会	社会教育施設 の機能強化	-	○						
廃校管理委託事業	町内の旧校舎	旧学校施設の保安管理と施設管理	R5~8	5,400	町	教育委員会	空き家等対策 の推進	6-1.6-2							
山村広場運営管理事 業	岩泉町山村広場	岩泉町山村広場(岩泉球場)の適 正な維持管理	R5~8	12,704	町	教育委員会	社会教育施設 の機能強化	-	○						
岩泉町屋内多目的運 動場運営管理事業	岩泉町屋内多目的 運動場	岩泉町屋内多目的運動場の適正 な維持管理	R5~8	6,684	町	教育委員会	社会教育施設 の機能強化	-	○						
体育施設管理事業 (小川多目的運動場)	小川屋内多目的運 動場	小川屋内多目的運動場の適正な 維持管理	R5~8	9,240	町	教育委員会	社会教育施設 の機能強化	-	○						
体育施設管理事業 (大川多目的運動場)	大川屋内多目的運 動場	大川屋内多目的運動場の適正な 維持管理	R5~8	1,320	町	教育委員会	社会教育施設 の機能強化	-	○						
空き家・空き地バンク 運営事業	町内全域	町内の空き家・空き地の利活用に よる移住・定住の支援	R5~8	8,000	町	地域整備課	空き家等対策 の推進	6-1.6-2		○					
住宅・建築物安全ス トック形成事業(木造 住宅耐震改修事業)	町内全域	戸建木造住宅に対する耐震改修費 用の補助 補助率 4/5(1,200千円上限)	R5~8	4,800	町	地域整備課	住宅の耐震化	6-2		○					
避難行動要支援者個 別避難プラン作成事 業	町内全域	避難行動要支援者に対する個別の 避難プランの作成	R5~8	8,284	町	健康推進課	避難行動の支 援	1-2.1-3.			○				

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
林道維持補修工事	町内全域	林道の維持補修工事 一式	R5~8	40,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な維持 管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
社会資本整備総合交 付金(防災・安全) (町道名目入線舗装 補修事業)	岩泉町門字日影名 目利地内	舗装補修工事 本工事(舗装補修)L=180m	R8	9,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
社会資本整備総合交 付金(防災・安全) (町道裏綿裏町線橋 梁改修事業)	岩泉町裏綿字本町 地内	橋梁補修工事 本工事(橋梁補修)1橋 L=16m	R5	10,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
社会資本整備総合交 付金(防災・安全) (町道中林線拡幅事 業)	岩泉町岩泉字惣畑 地内	道路拡幅工事 本工事(拡幅)L=100m	R8	16,800	町	地域整備課	狭隘道路の解 消	6-1		○					○
公共土木施設維持小 工事	町内全域	公共土木施設維持小工事 一式	R5~8	20,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
農道維持補修工事	町内全域	農道の維持補修工事 一式	R5~8	8,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○		○			○
移住定住対策事業	町内全域	Uターン希望者への支援及び学生 を対象としたインターンシッププロ ラムの実施等	R5~8	433,784	町	政策推進課	空き家等対策 の推進(移住 定住施策)	6-1.6-2		○					
社会資本整備総合交 付金(防災・安全) (町道大広線舗装補 修事業)	岩泉町大川字石立 地内	側溝及び舗装修繕工事 本工事(舗装)L=1,300m	R5~7	104,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
道路メンテナンス事業 補助金 (道路メンテナンス事 業※旧橋梁長寿命化 整備事業)	町内全域	橋梁長寿命化修繕計画に基づく維 持補修	R5~8	321,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
社会資本整備総合交 付金(防災・安全) (町道名目入中瀬線 舗装補修事業)	岩泉町門字中瀬地 内	側溝及び舗装補修工事 本工事L=(舗装補修)1,500m	R5~6	80,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
社会資本整備総合交 付金(防災・安全) (町道早坂1号線改良 舗装事業)	岩泉町釜津田字権 現地内	舗装工事L=4,700m	R5~8	200,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
町営住宅管理事業	町内町営住宅	町営住宅の維持管理 32団地272戸	R5~8	246,400	町	地域整備課	公営住宅の老 朽化対策	-		○					○
道路維持小工事	町内全域	町道の維持補修工事 1式	R5~8	120,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
社会資本整備総合交 付金(防災・安全) (町道上有芸水堀線 舗装補修事業)	岩泉町上有芸水堀 地内	舗装補修工事 本工事(舗装補修)L=5,000m	R8	125,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
道路メンテナンス事業 補助金 (道路メンテナンス事 業※旧道路ストック総 点検事業)	町内全域	点検調査及び長寿命化計画策定 橋梁 N=175橋 トンネル N=3箇所 シート N=1箇所	R5~8	65,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
地方創生推進交付金 (町道鼠入川線改良 工事)	岩泉町岩泉字惣畑 地内	改良舗装工事 本工事費L=210m	R5~7 R5~6	67,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
町道下岩泉3号線舗 装事業	岩泉町岩泉字垂柳 地内	舗装工事 舗装延長 L=150m	R6	3,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
町道中田線舗装事業	岩泉町二升石字中 田地内	舗装工事 舗装延長 L=130m	R5	6,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					
龍泉洞温泉ホテル設 備改修事業	岩泉町岩泉字神成 地内	施設及び設備改修工事(老朽化対 策)	R5~8	42,000	町	06経済観光交流課						○			○
小川中学校校舎等長 寿命化改良事業	岩泉町立小川中学 校	長寿命化改良工事 校舎3,289㎡、屋内運動場1,027㎡ (内トイレ改修済み部分は除外) 各ライフラインの更新	R6~8	277,420	町	教育委員会	公立学校の耐 震化(避難所と しての機能確 保・強化)	-	○						

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ロー リング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
農山漁村地域整備交付金(海岸施設機能保全事業)	岩泉町小本字小掛地内	点検調査及び個別施設計画策定 防潮堤 L=271m、漁港水門 N=1 基、陸間 N=2基 補修工事 一式	R5~6	389,000	町	地域整備課	津波防災施設の整備	-		○					
津波監視カメラシステム維持管理事業	岩泉町小本漁港	津波監視カメラシステムの維持管理、更新 監視カメラ 1台、サーバー2台 監視7箇所 FWAシステム7対	R7	8,500	町	危機管理課	津波防災施設の整備	-		○					
ソーラー式LED避難誘導灯維持管理事業	岩泉町小本地区	ソーラー式LED避難誘導灯の維持管理、更新 誘導灯 既存18灯	R5~8	1,444	町	危機管理課	津波防災施設の整備	-		○					
津波防災地域づくり推進事業	岩泉町小本地区	津波緊急避難場所の整備及び避難誘導看板等の設置	R5~7	119,627	町	危機管理課	津波防災施設の整備	1-3、1-4		○					
防災ハザードマップ更新事業	町内全域	岩泉町防災ハザードマップの更新	R6	7,000	町	危機管理課	岩泉町防災マップの作成、周知	1-3、1-4		○					

1-3 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な住宅地等の浸水による死傷者の発生

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ロー リング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
雨量監視システム維持管理事業	町内全域	町設置の雨量計の維持管理 雨量計設置数 12機	R5~8	6,118	町	危機管理課	洪水危険情報の提供と把握	1-3							
農山漁村地域整備交付金(農道施設インフラ長寿命化計画策定事業)	町内全域	農道施設主要構造物の点検調査及び個別施設計画策定及び補修工事 橋梁 N=13橋	R7	6,500	町	地域整備課	農地・農道等の適切な管理	1-4.6-3				○			○

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野	
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策
森林・山林多面的機 能発揮対策補助金	町内全域	里山林の保全、森林資源の利活用 などの取組みへの支援 事業実施体 23団体	R5~8	24,000	いわて里山 再生地域 協議会	農林水産課	治山事業の促 進	1-4.6-3				○		
農山漁村地域整備交 付金(林道施設インフ ラ長寿命化計画策定 事業)	町内全域	林道施設主要構造物の点検調査 及び個別施設計画策定及び補修 工事 橋梁 N=85橋 トンネル N=5箇所	R7	10,000	町	地域整備課	治山事業の促 進	1-4.6-3				○		

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶に伴う死傷者の発生

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野	
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策
-														

1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れなどで多数の死傷者の発生

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
CATV事業	町内全域(テレビ難 視エリア)	ケーブルテレビの新規引込及び修 理等工事	R5~8	105,120	町	政策推進課	情報の収集・ 伝達手段の確 保・充実	3-1	○						
携帯電話不感エリア 世帯解消事業	町内全域(携帯電 話不感エリア)	フェムトセル利用に必要な光回線 の利用料の支援	R5~8	4,824	町	政策推進課	情報の収集・ 伝達手段の確 保・充実	3-1	○						
防災行政無線維持管 理事業	町内全域	行政無線設備の維持管理、更新 ・同報系…基地局1箇所、中継局2 箇所、遠隔制御装置2箇所、屋外 拡声子局17箇所、個別受信子局10 箇所 ・移動系…基地局4箇所、中継局2 箇所、移動局161箇所	R5~8	130,656	町	危機管理課	情報の収集・ 伝達手段の確 保・充実	3-1	○						
ブルードラゴン隊活動 強化事業	町内全域	ドローンの機器維持及び更新 保有台数 3台	R5	3,671	町	危機管理課	情報の収集・ 伝達手段の確 保・充実	3-1	○						
J-ALERTシステム維 持管理事業	町内全域	J-ALERTシステムの維持管理、更 新 受信機器 2機、防災行政無線起 動装置 1機	R7	6,600	町	危機管理課	情報の収集・ 伝達手段の確 保・充実	3-1	○						
土砂災害リスク情報整 備事業	町内全域	土砂災害(特別)警戒区域の標識 整備(切り替え) 数量 103枚	R5~7	9,744	町	危機管理課	情報の収集・ 伝達手段の確 保・充実	3-1	○						
災害教訓を踏まえた 地域防災機能強化事 業	町内全域	地区自主防災協議会連携会議で の提案事業の実施	R5~6	3,080	町	危機管理課	自主防災組織 の育成・強化	3-1	○						
防災行政無線(同報 系)新規設置事業	岩泉町字中島地 区、同中里地区	屋外子局の新規増設及び統制台 の変更	R5	32,938	町	危機管理課	情報の収集・ 伝達手段の確 保・充実	3-1	○						

1-6 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れなどで多数の死傷者の発生

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
災害に強い情報連携 システム維持管理事 業	町内全域	情報配信機器の維持管理 ベンダー:NTT東日本 クラウドサーバー型 制御装置1 機、連携装置・中間装置3機	R5~8	54,890	町	危機管理課	情報の収集・ 伝達手段の確 保・充実	3-1	○						
重層的支援体制整備 事業	町内全域	複合的な問題に対する相談支援	R5~8	247,156	町	町民課	要配慮者の支 援	-			○				

2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
町道森の越中央支線 改良舗装事業	岩泉町岩泉字森の 越地内	改良舗装工事 本工事L=100m W=4.0m	R5	8,500	町	地域整備課	道路整備の促 進	4-1.4-2.5- 3.6-2		○					
地方創生推進交付金 (町道松野松橋線改 良舗装事業)	岩泉町二升石字松 野、日蔭、和田地 内	側溝設置及び拡幅工事 本工事L=330m W=4.0m	R5	20,000	町	地域整備課	道路整備の促 進	4-1.4-2.5- 3.6-2		○					
林構林道改良事業	町内全域	現況調査及び改良工事 22路線 総延長L=25,458m	R5~8		町	農林水産課	道路整備の促 進	4-1.4-2.5- 3.6-2		○					
町道森の越中央線改 良舗装事業	岩泉町岩泉字森の 越地内	道路舗装及び拡幅工事 本工事L=370m W=4.0m	R5	33,300	町	地域整備課	道路整備の促 進	4-1.4-2.5- 3.6-2		○					
町道東三本松7号線 改良舗装事業	岩泉町岩泉字三本 松地内	道路拡幅工事 本工事L=220m W=4.0m	R5~7	98,100	町	地域整備課	道路整備の促 進	4-1.4-2.5- 3.6-2		○					
防災備蓄品及び防災 備品整備事業	町内指定避難所	避難所用備品及び防災備品の整 備 指定避難所 52か所	R5~8	6,000	町	危機管理課	避難所の備 蓄・設備強化	-	○						
岩泉水道予備水源更 新事業	岩泉町岩泉字寺庭 地内	ポンプ室建屋改良 一式 取水ポンプ及び制御盤の更新 一 式	R7	25,000	町	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					
二升石水道配水管施 設整備事業	岩泉町二升石字日 蔭～尼額橋	管路更新工事 配水管Φ150 L=1,900m	R7	50,483	町	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					
水道施設維持修繕事 業	水道事業区域	水道施設の維持修繕 一式	R5~8	6,000	町	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					
岩泉町水道事業基本 計画策定事業	水道事業区域	アセットマネジメント策定 一式 更新計画策定 一式 経営戦略策定 一式	R5	6,000	町	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					
飲料水個人施設整備 事業	水道事業区域及び 飲料水共同施設区 域外	飲料水個人施設整備事業への補 助 年間53戸程度	R5~8	21,600	町民(個 人)	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					

2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
森林基幹道開設改良 事業(新規)	町内全域	新規路線開設調査業務の委託 一 式	R5~8	8,000	県(県代 行)	農林水産課	道路整備の促 進	4-1.4-2.5- 3.6-2		○					
町道下岩泉4号線開 設事業	岩泉町岩泉字小林 地内	道路拡幅及び舗装工事 本工事(舗装) L=520m	R5	48,800	町	地域整備課	道路整備の促 進	4-1.4-2.5- 3.6-2		○					
町道外山川崎線開設 事業 外山川崎線道路整備 構想事業	岩泉町大川字下外 山地内	道路開設工事 延長L=2,000m、幅員W=4.0(5.0)m	R8	50,000	町	地域整備課	道路整備の促 進	4-1.4-2.5- 3.6-2		○					
仮称)川崎惣畑線道 路開設事業 川崎惣畑間道路整備 構想事業	岩泉町岩泉字川崎 地内ほか	道路開設工事 本工事(改良舗装)L=1,000m	R5~87	133,700	町	地域整備課	道路整備の促 進	4-1.4-2.5- 3.6-2		○					
公共下水道施設維持 管理事業	岩泉町岩泉地内	公共下水道施設の維持管理及び 付随する小工事 岩泉浄化センター及びマンホール ポンプ場13箇所、管路 約25km	R5~8	20,000	町	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					
公共下水道管路施設 調査等業務	岩泉浄化センター 及び管路施設	圧送管を除く管延長24,261mとマン ホール1,052基の巡視点検。 単年度 L=4,850m N=210基 C=1,800千円	R5~8	7,200	町	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					
飲料水共同施設整備 事業	岩泉町小本字大牛 内地内ほか	配水管更新工事 DIP-GXφ100~75 L=13.8km 給水管接続 L=2.0km(約90戸)	R5	98,000	大牛内地 区部落会 連合会	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					
浄水場等運転管理委 託事業	水道事業区域	運転管理委託業務 一式 11水道施設(13箇所)	R5~8	160,000	町	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
社会資本整備総合交付金(防災・安全) (町道長内中野線側 溝補修事業)	岩泉町小本字中野 地内	経年劣化した側溝の補修工事 本工事(舗装補修) L=630m	R5	28,000	町	地域整備課	道路・橋梁等 の適切な管理	2-1.2-2.4- 1.4-2.5-1.5- 2.6-2		○					○
緊急通報体制等整備 事業	町内全域	1人暮らし高齢者の見守りシステム 運用管理業務	R5~8	13,072	町	健康推進課	連絡体制の強 化	-	○						
衛星携帯電話設置維 持管理事業	町内全域	衛星携帯電話の維持管理、更新 保有台数 21台(ワイドスターⅡ)	R5~8	9,003	町	危機管理課	連絡体制の強 化		○						

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
防火水槽建設事業 (非常備消防) (二升石、小成、石 立、上種倉)	岩泉町二升石、小 成、石立、上種倉 各地区	防火水槽の建設工事 各地区1箇所	R5~8	35,000	町	消防防災課	地域防災力の 強化	6-1	○						
消防車両整備事業 (常備消防)	岩泉消防署	救急車両及び消防車両、消防施設 の更新及び整備	R5~8	140,100	町(宮古地 区広域行 政組合)	消防防災課	常備消防体制 の強化	6-1	○						
消防指令センター共 同運用化整備事業 (常備消防)	岩泉消防署	高機能消防指令システム等の整備	R5~8	205,400	町(宮古地 区広域行 政組合)	消防防災課	常備消防体制 の強化	6-1	○						

2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
消防車両整備事業 (非常備消防)	町内消防屯所	消防車両の更新	R5~8	104,181	町	消防防災課	地域防災力の 強化	6-1	○					○	

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
-															

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
汚水処理設備等運転 管理委託事業	岩泉町岩泉字川崎 地内	岩泉浄化センター汚水処理設備等 運転管理業務の委託 一式	R5~8	102,000	町	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					
公共下水道施設改 築・更新・長寿命化対 策事業	公共下水道岩泉処 理区	公共下水道ストックマネジメント計 画に登載された改築・更新・長寿命 化対策	R5~8	298,438	町	上下水道課	上下水道施設 の適切な管理	2-1.2-5.4- 2.5-2		○					

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
庁用車更新事業	岩泉町役場、各支 所	庁用車の計画的な更新	R5~8	17,000	町	総務課	防災拠点施設 となる庁舎等 の維持管理と 機能強化	-	○						
小川地区複合施設整 備事業	岩泉町小川地区	小川地区複合施設整備事業	R5~8	644,654	町	総務課	防災拠点施設 となる庁舎等 の維持管理と 機能強化	-	○						
庁舎等整備事業	役場本庁舎	役場本庁舎整備事業	R5	500	町	総務課	防災拠点施設 となる庁舎等 の維持管理と 機能強化	-	○						

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
岩泉町特定地域づくり 事業協同組合事業 (仮)	町内全域	組合雇用職員の事業所への派遣	R5~8	32,000	町	政策推進課	勤労者の確保 と育成	7-2				○			
地域木質バイオマス 資源活用事業	岩泉町内(詳細未 定)	木質バイオマス熱利用施設の導入 に係る設計業務の委託			町	農林水産課	再生可能エネ ルギーの導入 促進	5-1				○			

4-2 食料等の安定供給の停滞

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
-															

5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
-															

5-2 上下水道の長時間に渡る供給停止

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
-															

5-3 地域交通ネットワークの停止

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
総合交通対策事業 (空白地運行対策)	町内全域	二次交通及び公共交通空白地有 償運送への事業費の補助	R5~8	11,120	各地域振 興協議会	政策推進課	公共交通体制 の強化	-	○						
総合交通対策事業 (鉄道対策・三陸鉄 道)	三陸鉄道沿線	三陸鉄道の運営費及び整備事業、 利用促進への補助	R5~8	60,000	三陸鉄道	政策推進課	公共交通体制 の強化	-	○						
総合交通対策事業 (バス対策)	町内全域	町民バス運行事業への補助	R5~8	236,000	バス事業 者	政策推進課	公共交通体制 の強化	-	○						
デマンド交通実証運行 事業(仮)	町内全域	デマンド交通の実証運行(委託)	R5~8	12,800	町	政策推進課	公共交通体制 の強化	-	○						

6-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
-															

6-2 落橋、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野		
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策	
-															

6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ロー リング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野	
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策
持続ある豊かな森林 創造事業(高性能林 業機械化促進事業)	町内全域	高性能林業機械のリース料及び購 入費の補助 年間 リース6件、購入5件(想 定)	R5~8	106,620	林業事業 体	農林水産課	治山事業の促 進	1-4				○		
新規担い手経営支援 事業	町内全域	新規就農者に対する苗等の購入費 補助。(町の振興作物に限る) 対象者数(想定) 5人/年	R5~8	6,000	町民(個 人)	農林水産課	農林業の後継 者等の育成	7-2				○		
担い手対策事業(農業 後継者支援事業)	町内全域	後継者としての新規就農者への生 活資金支援 対象者数(想定) 1人/年	R5~8	6,000	町民(個 人)	農林水産課	農林業の後継 者等の育成	7-2				○		
担い手対策事業(新規 農業者支援事業)	町内全域	新規に農業を始める新規就農者へ の生活資金支援 対象者数(想定) 1人/年	R5~8	6,000	町民(個 人)	農林水産課	農林業の後継 者等の育成	7-2				○		
担い手支援事業(農業 次世代人材投資資 金)	町内全域	就農希望者の就農前研修を後押し する資金及び就農直後の経営確立 の支援 対象者数(想定) 1人/年 (R4.5)、2人/年(R6)、3人/年 (R7)、4人/年(R8)	R5~8	15,000	町民(個 人)	農林水産課	農林業の後継 者等の育成	7-2				○		
いきいき農村基盤整 備事業(希望郷いわて の農業基盤整備事 業)	町内全域	田畑の区画拡大及び湧水処理	R5~8	8,000	町	農林水産課	農地・農道等 の適切な管理	1-4				○		○
森林づくり事業	町内全域	森林整備への補助	R5~8	59,804	林業事業 体	農林水産課	治山事業の促 進					○		
町有林造成事業	町有林	町有林での将来木施業 年間作業量 更新伐5.50ha、搬 出間伐 30.00ha、作業路開設 L=5,000m	R5~8	136,552	町	農林水産課	治山事業の促 進	1-4				○		

6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野	
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策
持続ある豊かな森林 創造事業(担い手確保 事業)	町内山林	林業体験会開催業務の委託	R5~8	1,200	岩泉の明日の林業 をつくる会	農林水産課	農林業の後継 者用の育成	7-2				○		
持続ある豊かな森林 創造事業(ナラ枯れ対 策事業)	町内全域	ナラ枯れ被害発生個所付近の広葉 樹伐採に係る運搬経費補助 処理量(想定) 2,400m ³ /年	R5~8	9,600	町	農林水産課	治山事業の促 進	1-4				○		
鳥獣被害対策実施隊 員報酬	町内全域	野生鳥獣捕獲実施隊員への報酬 支払 出動件数(想定) 100件/年、従 事者 4人/回	R5~8	16,000	町	農林水産課	野生鳥獣によ る農作物・森林 への被害防止	-				○		
有害鳥獣捕獲等報償 費	町内全域	シカ、イノシシ、カワウの捕獲に対 する報償費支払 捕獲頭数(想定) シカ1,070頭/ 年、イノシシ13頭/年、カワウ30羽/ 年	R5~8	70,272	町	農林水産課	野生鳥獣によ る農作物・森林 への被害防止	-				○		
有害鳥獣対策事業	町内全域	岩泉猟友会が実施する有害捕獲に 関する経費への補助 対象 1団体	R5~8	4,700	岩泉猟友 会	農林水産課	野生鳥獣によ る農作物・森林 への被害防止	-				○		
有害鳥獣捕獲個体処 理対策事業	岩泉町浅内字栗畑 地内	捕獲個体用プレハブ冷凍庫の設置 及び個体処理業務の委託	R5~8	7,200	町	農林水産課	野生鳥獣によ る農作物・森林 への被害防止	-				○		
森林病害虫等駆除事 業	町内全域	ナラ枯れ被害木の衛生伐作業委託 伐採木量(想定) 160m ³ /年	R5~8	40,000	町	農林水産課	治山事業の促 進	1-4				○		
森林基幹道開設改良 事業(松橋線)	岩泉町二升石字滝 野地内	林道の改良及び新規開設工事 改良 L=5,800m 橋梁改良 4か所 新規開設 L=1,200m	R5~8	3,880	県(県代 行)	農林水産課	治山事業の促 進	1-4				○		

6-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリング対象: R5~8)	期間内事業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再掲	個別施策分野				横断的施策分野	
									行政機能、情報通信、公共交通	住宅、社会基盤	保健医療、福祉、衛生	産業・経済	協働	老朽化対策
森林管理道三田貝線開設事業	岩泉町門字三田貝地内	森林管理道開設工事 総延長5,898m（新設2,880m、改良3,020m）	R5	4,959	県（県代行）	農林水産課	治山事業の促進	1-4				○		
森林基幹道開設改良事業（惣畑向線）	岩泉町岩泉字惣畑向地内	幅員等の改良工事 L=880m	R5~7	2,100	県（県代行）	農林水産課	治山事業の促進	1-4				○		
森林基幹道開設改良事業（ナイヨウ沢線）	岩泉町岩泉字惣畑向地内	幅員等の改良工事 L=1,520m	R5~8	3,880	県（県代行）	農林水産課	治山事業の促進	1-4				○		
森林基幹道開設改良事業（大沢線）	鼠入字合地地内	幅員等の改良工事 L=1,500m	R5~6	1,940	県（県代行）	農林水産課	治山事業の促進	1-4				○		

7-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリング対象: R5~8)	期間内事業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再掲	個別施策分野				横断的施策分野	
									行政機能、情報通信、公共交通	住宅、社会基盤	保健医療、福祉、衛生	産業・経済	協働	老朽化対策
-														

7-2 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリング対象: R5~8)	期間内事業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再掲	個別施策分野				横断的施策分野	
									行政機能、情報通信、公共交通	住宅、社会基盤	保健医療、福祉、衛生	産業・経済	協働	老朽化対策
協働のまちづくり交付金事業	町内全域	各地域振興協議会の運営費及び事業費に対し、交付金を支出 地域振興協議会数 6団体	R5~8	240,000	各地域振興協議会	政策推進課	地域コミュニティの強化	7-3					○	
近現代史調査事業	町内全域	岩泉地方史近現代史の作成	R5~8	3,080	町	教育委員会								

7-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

事業名	個所	事業内容	事業年度 (R4ローリ ング対象: R5~8)	期間内事 業費 (千円)	事業主体	担当課	対応方策	対応方策の再 掲	個別施策分野				横断的施策分野	
									行政機 能、情報 通信、公 共交通	住宅、社 会基盤	保健医 療、福 祉、衛生	産業・経 済	協働	老朽化対 策
地区集会施設整備事業	町内全域	地区集会施設又は部落公民館を建設しようとする団体に対する補助	R5~8	67,000	各自治会	政策推進課	地域コミュニティの強化	7-2					○	
母子保健法による保健事業(子育て世代包括支援センター運営事業)	町内全域	子育て世代包括支援センターの運営	R5~8	3,046	町	健康推進課	子育て支援の充実	-					○	

資料 3

津波防災地域づくり推進計画策定に係る説明資料

令和5年2月10日現在

津波防災地域づくり推進計画策定に係る説明資料

全体共通まとめ

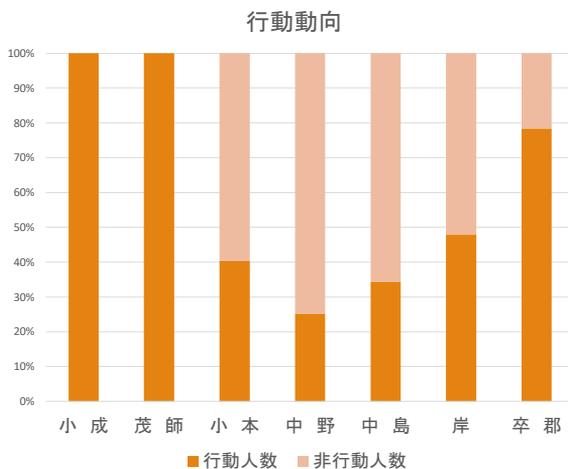
作成現在日：令和5年2月10日

岩泉町危機管理課

1

■報告 町地震・津波防災訓練避難行動調査結果

1 参加者数



行動者総数308人で、小本小中学校合同訓練を含むと414人となり、行動率は、避難指示対象者数854人に対して48.48%となる。

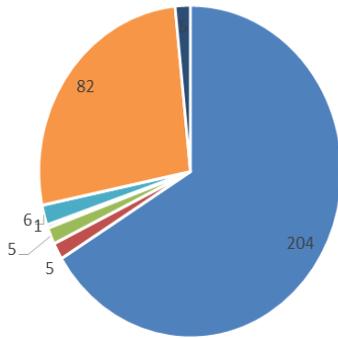
今回、新たに避難対象区域となる3地区でも、卒郡78.38%、岸48.00%、中島34.33%と多くの方に行動参加いただいた。

No	行政区	避難指示対象者人数(人)	行動者(人)	行動率(%)
1	小成	42	45	107.14
2	茂師	0	7	—
3	小本	94	38	40.43
4	中野	589	148	25.13
5	中島	67	23	34.33
6	岸	25	12	48.00
7	卒郡	37	29	78.38
8	中里	0	2	—
9	大牛内	—	3	—
10	不明	—	1	—
	合計	854	308	36.07
参考	小本小・中学校	—	106	—
	総計		414	48.48

2

2 避難方法

避難方法別人数



■ 徒歩 ■ 徒歩+四輪自動車 ■ 徒歩+自転車 ■ 自転車 ■ 二輪自動車 ■ 四輪自動車 ■ 不明

徒歩(121件 71.60%)を基本としての行動となっている。四輪自動車の利用も40件(徒歩との組み合わせを含めると41件)の23.67%と3割近い方の利用となっている。

四輪自動車の利用は、小本地区からの避難行動20件のうち16件(80.00%)と多く使われており、小本トンネル前広場への避難者のほとんどが四輪自動車での避難となっていることが分かる。避難困難地域のある中野地区は、徒歩避難者多い。なお、四輪自動車の利用での混雑情報などは現在のところは入っていない。

既存の指定緊急避難場所も含めて、自転車や四輪自動車指定緊急避難場所までいけない場所については、避難用具の滞留場所の設定が必要となっている。

3

3 避難時間

	No	名称	~5分	~10分	~13分	~23分	23分越	不明
	1	小成津波防災センター	27	1	0	0	0	0
	2	小本小・中学校	15	0	0	0	0	0
☆第一避難目標 「13分」	3	小本津波防災センター	10	2	0	1	0	0
第一波到達10分前	4	茂師消防屯所付近	2	2	0	0	0	0
	5	宗得寺裏山付近	2	0	0	0	0	0
	6	小本トンネル前広場	10	4	0	0	0	1
☆最終避難目標 「23分」	7	釜谷重雄宅付近	4	7	0	0	0	0
第一波到達時間	8	箱石イク宅付近	16	4	0	5	0	0
	9	小本小・中学校脇高台	13	6	0	0	0	0
	10	八坂神社付近	7	3	0	0	0	0
	11	岸公民館付近	4	2	0	0	0	1
	12	卒郡ポンプ場付近	1	1	0	0	0	0
	13	竹花タヨ宅付近	9	0	0	0	0	1
	14	中里公民館	1	0	0	0	0	0
	15	小本小学校旧大牛内分校	0	5	0	0	0	0
	16	道の駅いわいずみ	0	0	1	1	0	0
	17	岩泉町民会館・図書館	0	0	0	0	0	0
			121	37	1	7	0	3
		合計	71.60%	21.89%	0.59%	4.14%	—	1.78%
			93.49%		94.08%	98.22%		

4

■地震・津波防災対応方針について

1 地域座談会等の開催経過

項目	期日	場所等
第1回地域座談会	令和3年 10月14日(木)	小本津波防災センター
県合同浸水想定区域説明会	令和4年 7月20日(木)	小本津波防災センター
第2回地域座談会 5地区	10月24～28日(月～金)	小本津波防災センターほか
第7分団防災訓練会議	10月19日(水)	小本津波防災センター
防災訓練合同会議	11月2日(水)	小本津波防災センター
第3回地域座談会		
第7分団班長以上	11月21日(月)	小本津波防災センター
中島・岸・卒郡役員	11月22日(火)	中島地区多目的集会施設
浸水区域内事業所	11月24日(木)	小本津波防災センター
地区自主防役員	11月28日(月)	小本津波防災センター

※各地域座談会・説明会に防災士参加

5

2 指定緊急避難場所の選定について

◆指定緊急避難場所の考え方

- ・津波からの難を一時的に逃れられる場所の確保
- ・危険な場所から、より高い所への避難を想定
- ・時間の余裕があれば、孤立を防ぐ遠くの安全な場所への避難を想定
- ・避難者同士が寄り添い助け合える場所の確保

～津波てんでんこ～

地震があったら家族のことさえ気にせず、自分の命を守るために、
てんでんばらばらに直ぐに避難せよ

【①どこへ ②どう ③いつ】逃げるか

【④逃げた後で出会う】

◆指定緊急避難場所及び避難所の環境整備

- ・既存 避難路整備 野外対策 通信確保 備蓄 二次避難行動計画
- ・新規 滞在・滞留場所整備 情報配信設備整備 避難誘導設備整備

6

◆指定緊急避難場所の見直し

- ・【既存】小成/小成津波防災センター
- ・【既存】茂師/茂師消防屯所付近
- ・【既存】小本/宗得寺裏山付近
- ・【既存】小本/小本トンネル前広場
- ・【変更】中野/小本小・中学校（津波避難ビル・2階以上）
- ・【変更】中野/小本津波防災センター（津波避難ビル・屋上）
- ・【既存】中野/箱石イク宅付近【名称：NTT小本交換所北側高台】
- ・【既存】中野/釜谷重雄宅付近【名称：中野坂東側高台】
- ・【新規】中野/小本小・中学校脇高台
- ・【新規】中島/八坂神社付近
- ・【新規】岸/岸公民館付近
- ・【新規】卒郡/卒郡ポンプ場付近
- ・【新規】卒郡/竹花タヨ宅付近【名称：卒郡公民館奥高台】

廃止

- ・中野中高年齢者就業改善施設
- ・中野公民館付近

- ・【新規】中里/中里公民館
- ・【新規】小本小学校旧大牛内分校
- ・【新規】道の駅いわいずみ駐車場
- ・【新規】岩泉町民会館・図書館

◆指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所（同時開設）

- ・【既存】小成津波防災センター
- ・【変更】小本小・中学校（津波避難ビル・2階以上）
- ・【新規】小本小学校旧大牛内分校
- ・【新規】岩泉町民会館・図書館

廃止

- ・小本津波防災センター



3 避難困難地域の設定と対策

○岩泉町津波防災地域づくり計画 (素案)

困難地域選定基準時間は、第1波到達時刻-12分

★1 避難可能時間 23分 - 12分 = 11分 秒数660秒

★2 避難可能距離 健常者 0.49m/秒 323m

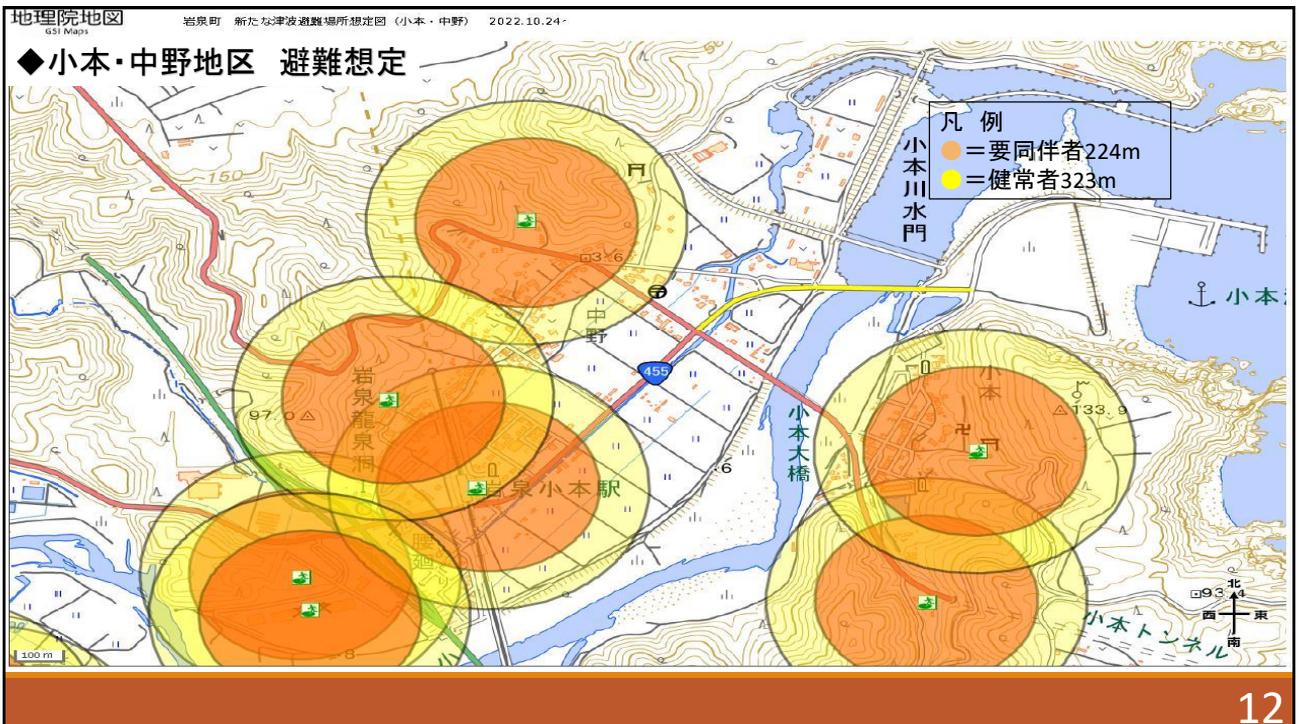
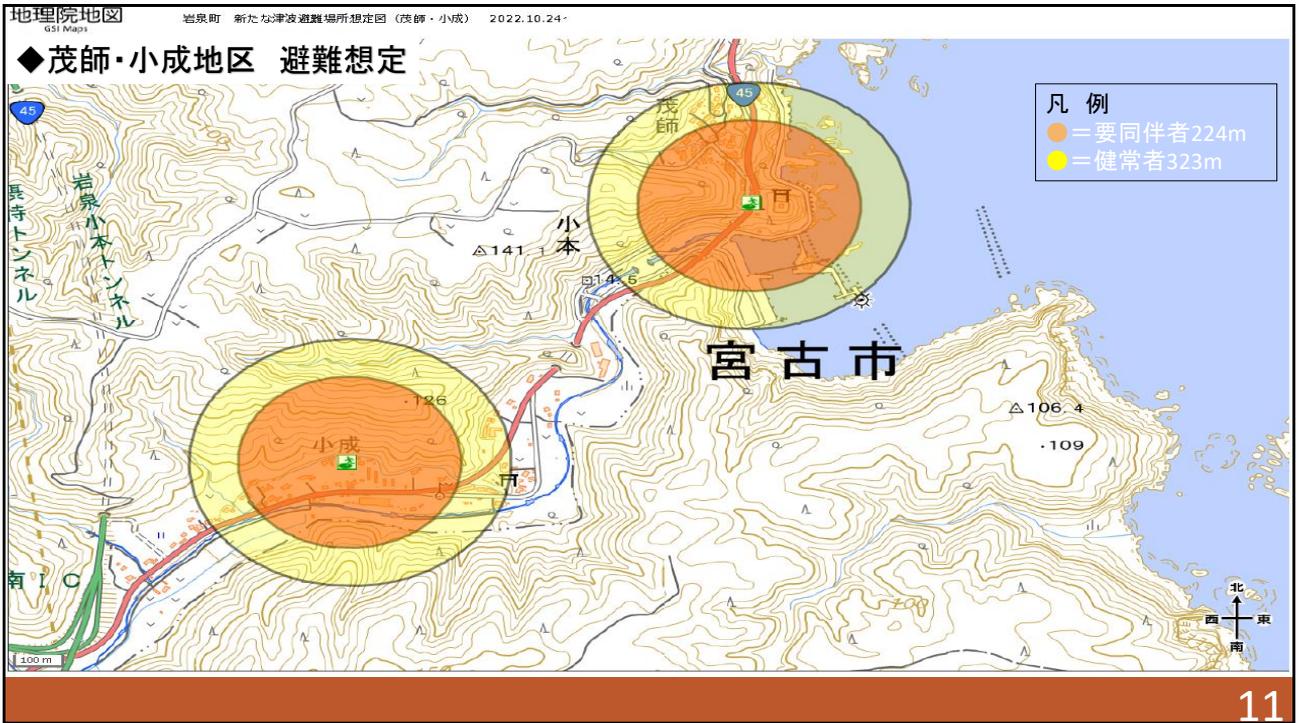
要同伴者 0.34m/秒 224m

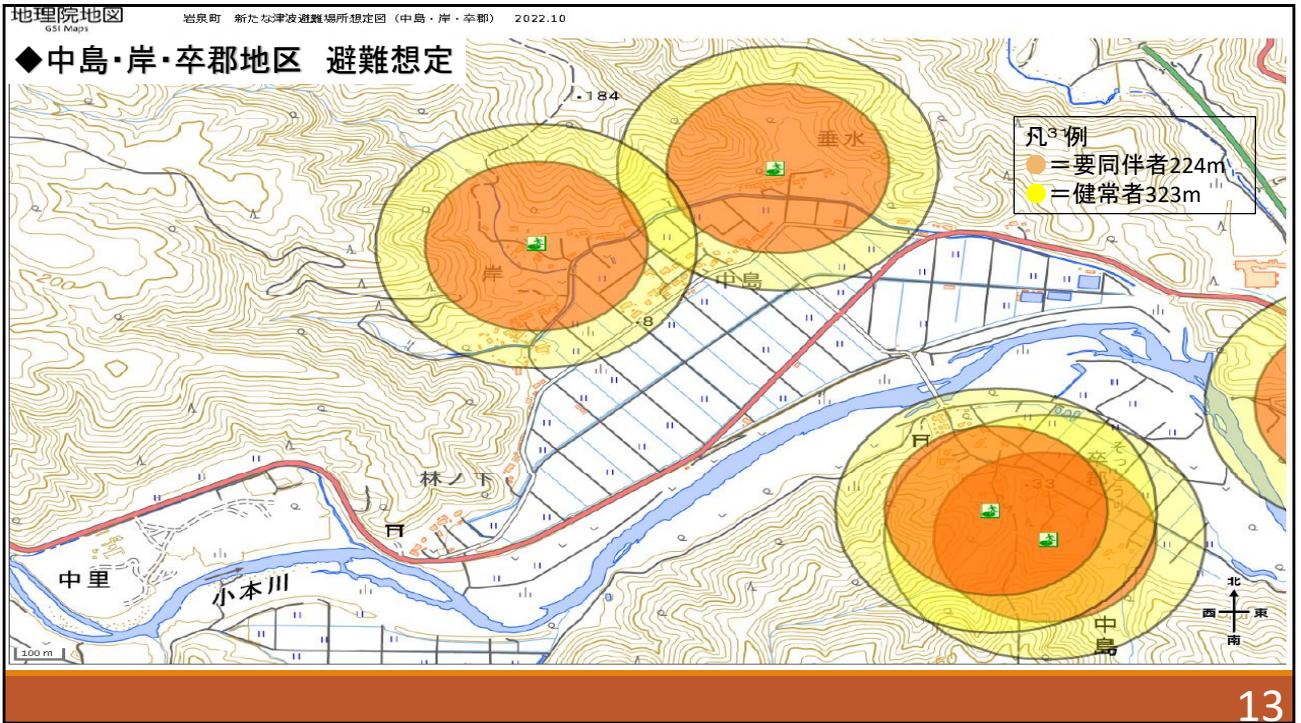
★3 住民避難完了 第1目標 23分 (第1波到達までに)
最終目標 36分 (最大波到達までに)

※避難完了 = 「危険な場所からの退避」

★4 対策

- ・四輪自動車、二輪自動車や自転車避難
- ・事前準備の徹底(持出品準備、避難計画策定)





4 津波災害に係る避難情報の発令基準

区分	津波注意報	津波警報・大津波警報
基本の想定範囲	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、観光客等を念頭に海岸堤防等より海側の地域を対象とする。	発生頻度は極めて低いが、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2津波）により浸水が想定される区域を対象とする。
発令内容	避難指示 「海岸堤防より海側」	避難指示 「津波浸水想定区域」
対象行政区区域		
小成	—	津波浸水想定区域 ^{注1}
茂師	海岸線（茂師漁港含む）	津波浸水想定区域
小本	防潮堤、小本水門より海側	津波浸水想定区域
中野	防潮堤、小本水門より海側	津波浸水想定区域
中島	—	津波浸水想定区域
卒郡	—	津波浸水想定区域
岸	—	津波浸水想定区域
中里	—	津波浸水想定区域

★避難指示対象

上段：世帯数、下段：人口

	小成	茂師	小本	中野	中島	卒郡	岸	中里	計
現在	14	—	47	243	—	—	—	—	304
	40	—	90	570	—	—	—	—	700
今後	14	—	53	268	31	17	14	—	397
	42	—	94	589	67	37	25	—	854
増減	±0	—	+6	+25	+31	+17	+14	—	+93
	+2	—	+4	+19	+67	+37	+25	—	+154

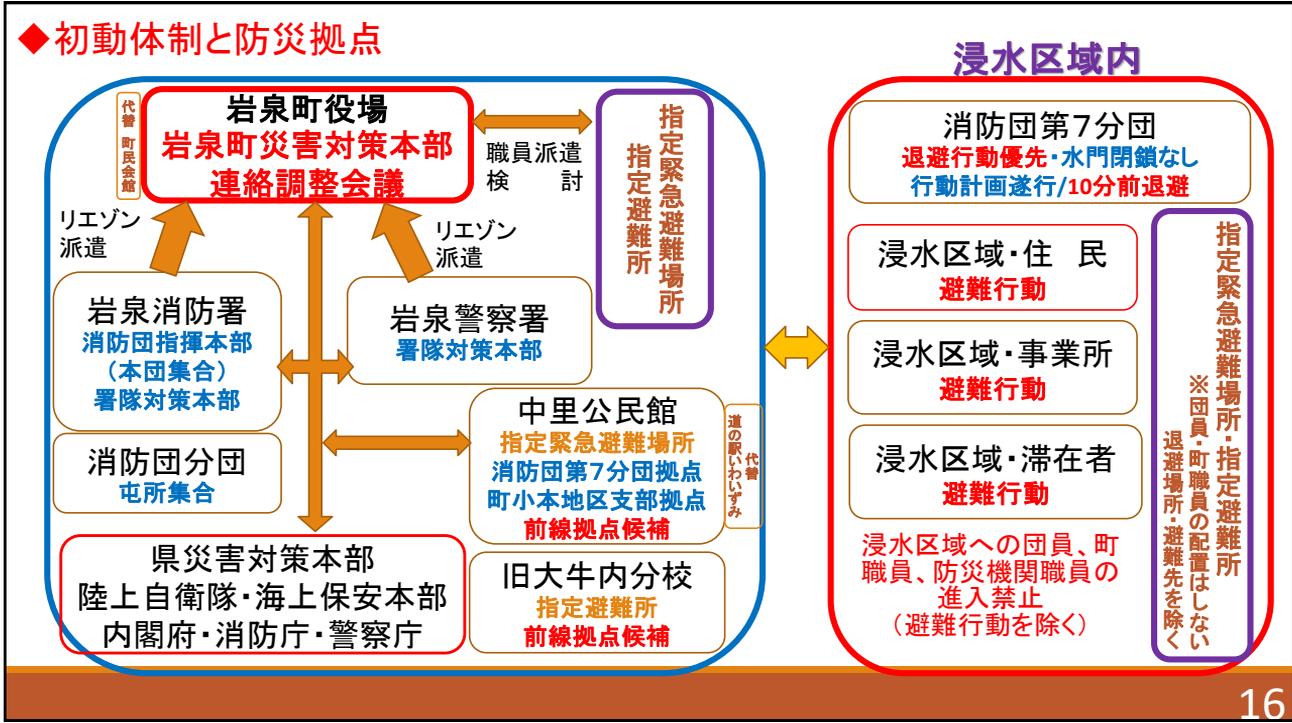
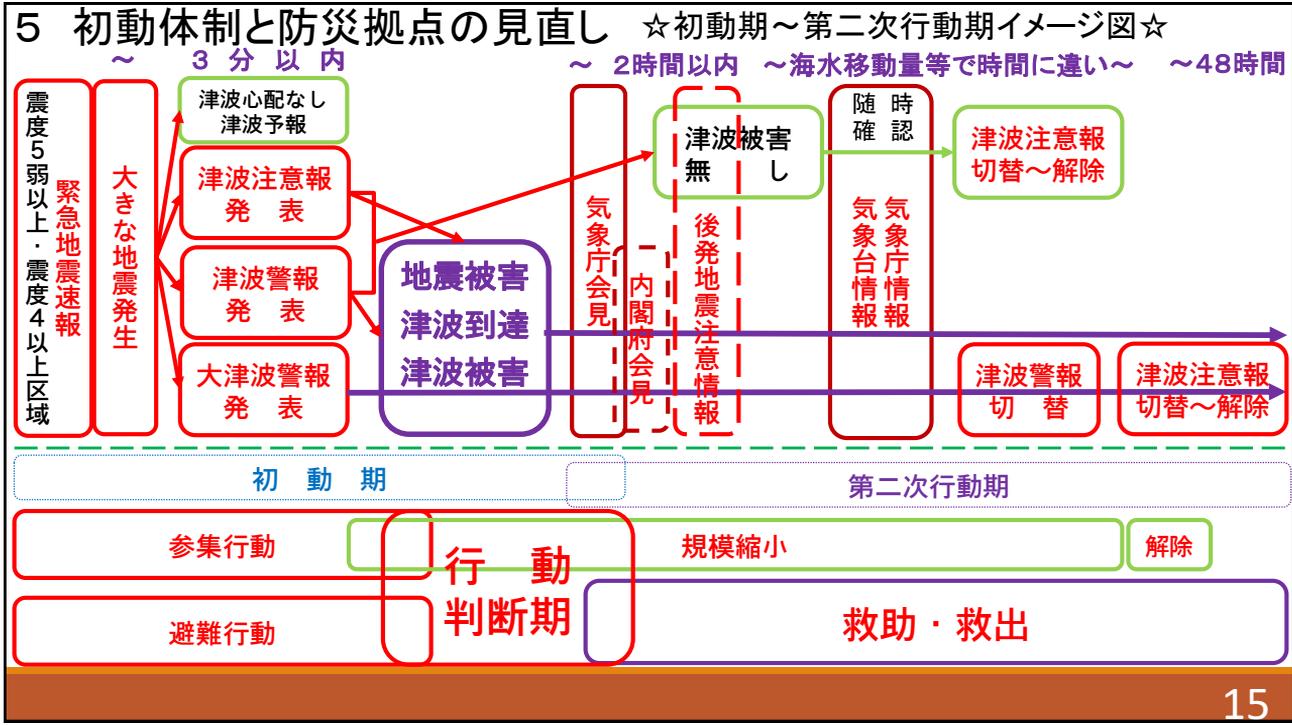
・令和4年10月末現在数

注1：浸水想定区域は、岩手県津波浸水想定区域を適用する。

注2：自らの場所が危険と判断される場合は、避難行動を起こす。

※L1津波（ある程度の頻度で起こりうる津波）とL2津波（最大クラスの津波）の二種類で行動計画を策定しているところもあるが、避難行動の混乱を防ぎ、初動を早めるため、津波警報・大津波警報の発令基準を統一する。

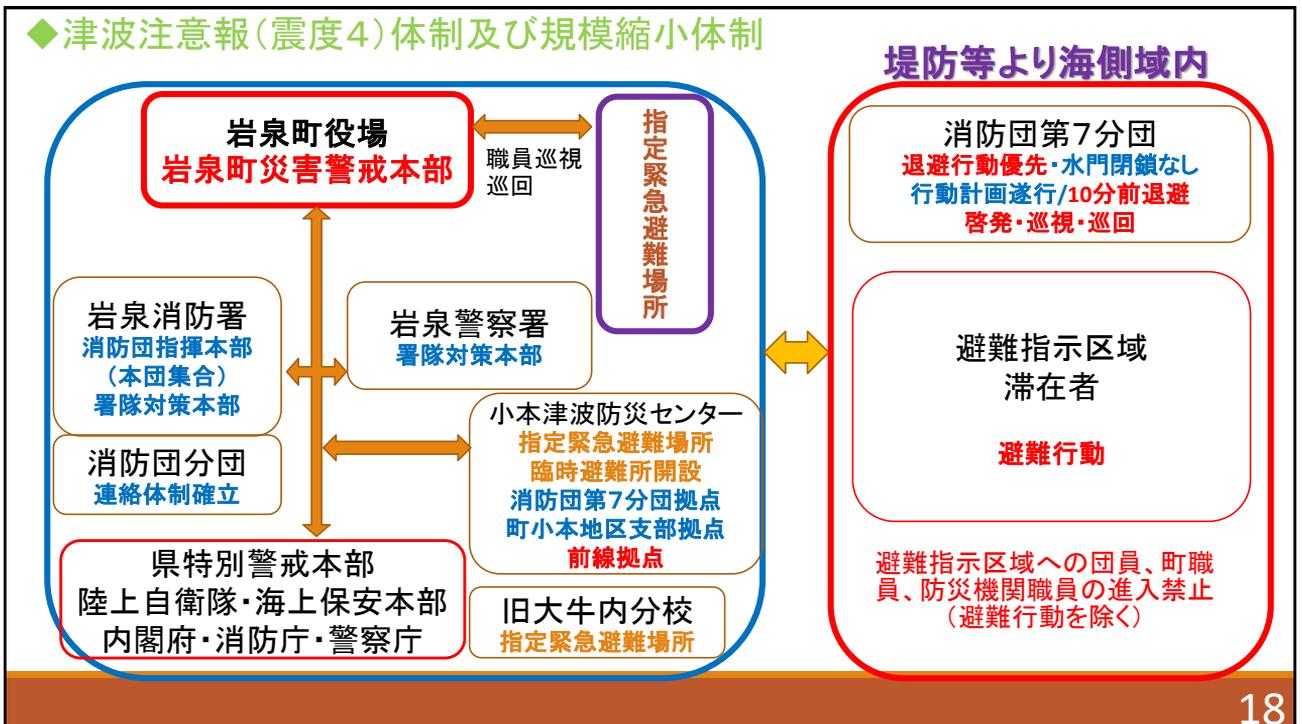
※津波警報は、時間経過の中で気象庁等の情報をもとにして、防災対策規模の縮小を進める。



◆救助・救出体制と防災拠点



◆津波注意報(震度4)体制及び規模縮小体制



◆後発地震注意情報の発信

岩泉町役場 町災害対策(警戒)本部 連絡調整会議

- ・町対策本部
- ・消防署隊 (広域支援含む)
- ・消防団 (広域支援含む)
- ・警察署隊 (広域支援含む)
- ・自衛隊
- ・県派遣隊
- ・電力・通信事業者
- ・建設業協会
- ・ボランティア団体

共有

岩泉消防署 指揮本部

- ・消防署隊 ・消防団
- ・警察署隊 ・自衛隊

～気象庁・内閣府発表基準～

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える範囲で、Mw7.0以上の地震が発生した場合に、大きな地震が発生する可能性がある場合

北海道・三陸沖 後発地震注意情報

～町からの情報の配信～

- ・即報 気象庁からの発表時
- ・日配信 6時50分 18時30分
- ・メディア 防災行政無線(同報系)、
ぴーちゃんねっと、
携帯3社速報メール、
防災メール、Twitter、
Yahoo!防災、町ホームページ
- ・要配慮者 固定電話等

浸水区域内

揺れに対する備え
津波に対する備え

住民、事業所、滞在者
[孤立世帯、被害世帯・事業所]

浸水区域外 小本以外も含む

揺れに対する備え
住民、事業所、滞在者

指定避難所(自主避難所)
医療機関・福祉避難所
[避難者受入]

～災害時防災拠点～
中里公民館、旧大牛内分校
(小本津波防災センター)

19

◆地区自主防の行動

本部機能は第二次行動後半から/地区活動主体

○全地区共通事項

- ・町、消防団を含む防災機関への情報提供と救助・救出活動協力
- ・地区役員同士の連絡手段の確認
- ・本部機能立ち上げへの協力
- ・町地区支部との連携

○避難対象・被災地区以外共通事項

- ・被災地区への支援体制への移行
- ・地区内配慮者への支援

参考例：小本地区自主防本部機能
1 準備

- ・参集時期の決定
- ・参集場所の決定
- ・参集者(範囲)の決定
- ・本部指揮者の決定
- ・各地区(長)との連絡手段の確認

2 行動

- ・町小本地区支部との情報整理
 - ・全体経過
 - ・地区別の状況
- ・ボランティアセンターとの連携確認
- ・各地区(長)との連絡体制確立
- ・活動できる範囲の確認
- ・活動方針の決定

20

◆小本地区自主防行動

本部機能は第二次行動後半から/地区活動主体

○小成地区

- ・浸水想定区域内避難行動
- ・小成津波防災センター開設
- ・自治会内安否確認

○茂師地区

- ・浸水想定区域内避難行動(漁港付近)
- ・自治会内安否確認
- ・茂師屯所付近避難誘導・整理

○小本地区

- ・浸水想定区域内避難行動
- ・避難先での避難誘導・整理

○中野地区

- ・浸水想定区域内避難行動
- ・避難先での避難誘導・整理

○小本駅前地区

- ・浸水想定区域内避難行動
- ・避難先での避難誘導・整理

○中島地区

- ・浸水想定区域内避難行動
- ・避難先での避難誘導・整理

○中里地区

- ・浸水想定区域内避難行動(阿津羅・中崎)
- ・中里公民館開設。避難誘導・整理
- ・自治会内安否確認

○袈野地区

- ・自治会内安否確認・中里公民館支援

○大牛内地区

- ・旧大牛内分校開設。避難誘導・整理
- ・自治会内安否確認

21

◆消防団の行動

分団管轄内の被害対応優先/第7分団管轄第2出動準備

○本団

- ・指揮本部設置 『岩泉消防署内』
- ・第7分団指揮本部(中里公民館)との連絡調整
- ・町災害対策本部との連携
- ・町災害対策本部連絡調整会議出席

○分団(第7分団除く)

- ・屯所参集待機(震度4以上)
- ・連絡体制の確立
- ・管内被害情報の把握
- ・火災/地震被害対応
- ・第2出動 集結場所 岩泉消防署前

○第7分団_共通

- ・退避優先行動 団員安全確保
- ・水樋門、陸閘の閉鎖活動なし
- ・連絡体制の確立
- ・部毎の活動計画
- ・受援体制の確立

○第7分団・本部

- ・分団指揮本部設置『中里公民館』
- ・本団指揮本部との活動調整
- ・役場地区支部との連携

22

◆第7分団部毎活動計画

○第1部（小本） 拠点：小本小中学校脇高台

- ・退避行動『小本小中学校脇高台』
『小本小中学校』
『小本トンネル前広場』

- ・避難誘導、啓発

○第2部（小成、茂師）

- ・浸水想定区域内退避行動
- ・小本トンネル前広場支援
- ・茂師（1班） 拠点：茂師屯所
 - ・避難誘導、啓発
 - ・管内被害情報の把握、国道確認
- ・小成（2班） 拠点：小成津波防災センター
 - ・避難誘導、啓発
 - ・管内被害情報の把握、町道確認

○第3部（中野、大牛内）

- ・中野（1班） 拠点：旧大牛内分校
 - ・退避行動『旧大牛内分校』
 - ・避難誘導、啓発
- ・大牛内（2班） 拠点：旧大牛内分校
 - ・避難誘導、啓発
 - ・管内被害情報の把握、町道確認

○第4部（中島）

- ・退避行動『中里公民館』
- ・避難誘導、啓発

○第5部（中里、宮本）

- ・中里（1班） 拠点：中里公民館
 - ・本部受入れ
 - ・避難誘導・啓発
 - ・管内被害情報の把握
- ・宮本（2班） 拠点：中里公民館
 - ・管内被害情報の把握 中里支援

23

6 津波防御施設（自動化、フラップゲート化、耐震化）

- ア 水門 ・小本川（県） ・小本漁港（町）
- イ 陸閘 ・漁港北側（町） ・漁港南側（町）
- ウ 樋門 ・小本川（町） ・山付き堤防（県）
・築山避難路（町） ・茂師漁港（県）

※三陸鉄道高架下から中里橋までの区間整理中（新設15か所）

エ 防潮堤 ・小本川河口防潮堤、茂師漁港防潮堤

オ 河川堤 ・小本川河川堤防

7 避難主要路等（橋梁、トンネル等、盛土構造物の耐震化）

- ア 路線 ・三陸北縦貫道（久慈～田老北） 利用可 点検閉鎖あり
- ・国道45号 津波規制箇所事前設定あり 標識等見直し
- ・国道455号 津波規制箇所事前設定なし 規制箇所検討
- ・町道小成外川目線・小成小本線・小本茂師線
- イ 三鉄 ・高架路線（盛土構造物）

24

8 情報等の収集・伝達

- 消防団等による海面監視活動は行わない。津波監視カメラを活用
- 情報の伝達は、防災行政無線の伝搬の向上と屋外子局の増設を計画
既存：「屋外子局12局」「ぴーちゃんねっと」「緊急エリアメール」
「防災メール」「Twitter」「Yahoo!防災」
- 防災行政無線（移動系）の伝搬の向上と非常通信体制の強化を計画
- スマートフォン等を活用したSNS等での双方向システム導入を計画
- 避難者情報の確認は、避難者名簿持参方式を継続し、町指定避難所において行う。安否不明者、行方不明者情報は、本部集約し被災者台帳システムを活用
- 屋内（学校施設・事業所等）における非常時情報収集手段の計画

25

9 座談会等で出された主な質疑・意見交換

- 小成、茂師
 - ・東日本大震災時は、熊野神社（小成）に登った。手すりもなく登るのが大変な状況で整備が必要。
 - ・観光客や釣り人などの地元以外の方向けの標識整備が必要。
 - ・茂師漁港内に無線が聞こえにくい状況。
 - ・技能実習生への避難行動の配慮が必要。
 - ・浸水域より上流側は、海側に向かわない（避難行動不要）。
- 小本
 - ・避難路・非常階段の日常管理が必要
 - ・避難路灯の暗くなっているものもある。夜の避難の対策が必要。
 - ・宗得寺裏山には、備蓄品が必要。旧国道への連絡の整備も必要。
 - ・山付堤防の効果はないのか。堤防があれば避難時間を稼げるのではないのか。

26

○小本^{続き}

- ・震災時の教訓として、消防、警察、行政がそれぞれ情報をもっており、統制がなされていなかった。情報開示も少なかったので1本化してもらいたい。
- ・小本地区は世帯数も少なくなったことから、車避難でも支障がないと考える。
- ・河川堤防がデコボコしているので通行しづらい、舗装整備が必要。
- ・地震による小本大橋の崩壊、国道45号の土砂災害、三陸縦貫道の使用制限など災害時の避難経路が心配である。

○中野

- ・啓発面で、映像（3D画像）の利用で驚きが必要と考える。
- ・浸水深の表示を建物などにすることで、訪れた方も、児童生徒も確認できる。

27

○中野^{続き}

- ・山側に横に通れる避難路があると一旦そのまま山に逃げて、避難場所まで移動できる。
- ・避難行動に支援が必要な方について、個別避難計画の作成を優先的に進めてほしい。
- ・居住者に内陸側から来た方も多、どこに避難したらいいか分からない方もいる。逃げる意識づけを進めて欲しい。
- ・計画はあっても、誰が動くのかが大切である。
- ・老々介護の常態化、個別避難計画も誰が助けるかが難しい問題。
- ・福祉施設での避難支援人員の不足、車に乗せての避難の時間もない。
- ・避難支援に行ったが、既に避難しているのを知らずに探す時間中に支援者自らが被災する可能性がある。
- ・河川遡上させて波を逃がすことは考えられないか。

28

○小本駅前自治会

- ・三陸鉄道や三陸縦貫道路も壊れるということは、そこを避難路として使えなくなるということではないか。
- ・三陸鉄道も三陸縦貫道にもクラックが見られる。
- ・小中学校脇高台は、仮設事務所が無くなった場合は、建物が無くなるのか、必要ではないか。
- ・東日本大震災の教訓で、被災後に車が無いと生活できないと考えている人が多い。車を避難させる行為が出てくる。
- ・震度計が沿岸にない。
- ・家の中では防災行政無線が聴こえない。
- ・学校施設でも防災行政無線が聴こえない。
- ・小中学校、こども園等の避難は地域との相互協力が必要となる。
- ・河川遡上した波（水）が戻ってくる分が心配される。

29

○中島、岸、卒郡

- ・避難までに掛かる12分は、停電など想定するとさらに掛かる。
- ・事前に知らせての訓練でいい環境での訓練だが最悪の条件での訓練の考えはないか
- ・台風第19号の際に車を高台に逃がした。生活するためには車が必要。車を避難させる場所も必要。
- ・小野新プラントなど民間協定で車で避難できる場所の確保も必要。
- ・八坂神社は急な坂と夜になると避難が難しい場所。
- ・避難場所へのあずまやなどの対策が必要。倉庫も鍵を取りに戻るなど被災しないように対策が必要。
- ・避難誘導標識、停電対策で避難路などの整備も必要。
- ・防災行政無線の整備と相互通信手段の整備が必要。
- ・消防団の退避場所は、地域内に確保をお願いしたい。

30

○中島、岸、卒郡続き

- ・死亡者0を目指す中で、個別避難計画で支援者が12分後に家を出ると考えると支援が難しいのではないか。
- ・いかに避難するかは日ごろからの準備が大切。個人情報の部分もあると思うが、近所でも共有できるようにお願いしたい。

○中島、岸、卒郡訓練終了後座談会

- ・中島の避難場所として岸側の山側に広がっている場所があるのでそこを活用してはどうか。
- ・岸公民館へ入る場所が分かりにくいので対応が必要。
- ・敷地浸水を防ぐために盛土等を考えると、建物も合わせて上げて内水氾濫を防ぐ手立てが必要

○中島、岸、卒郡訓練終了後座談会続き

- ・卒郡ポンプ場の道路が悪いので竹花タヨ宅付近を使用した人が多い。タヨ宅から卒郡ポンプ場付近までの連絡路をつけ、卒郡ポンプ場付近の宅地を使わせていただいて、車避難もできるようにして両箇所避難体制を整えてはどうか。
- ・新たな事項となるので、部落内での勉強会を開催したい場合対応をお願いしたい。

○小本地区自主防災協議会

- ・過去の避難行動アンケートにおいて6割が避難行動者、逃げない4割をどうするか、高齢者も多い、行政の公助と地区自主防と手立てが必要となる。
- ・津波を見た人と見ない人の意識行動は違う。風化を防ぎ語り継ぐことが大切となる。
- ・逃げると意識の高揚が必要。まずは逃げる。逃げた後は国等の支援を受けられる。想定外を考えて行動しなければならない。
- ・小本津波防災センターの利用も考えた防災体制にした方がいい。
- ・日ごろからの徒歩の行動を車に変更とすぐにはいかない。
- ・企業は企業の責任において避難行動要配慮者の支援を行うべき。
- ・防災士の役割を明確に、何をしたらいいか行動できるようにする。

33

○小本地区自主防災協議会続き

- ・東日本大震災のときに、何もできなかった。地区自主防本部は、落ち着いた段階で、立ち上げていく。
- ・小本津波防災センターのエレベーターは、停電時使用できないことの周知が必要。屋上までの動きも周知する。

○消防団第7分団

- ・防災行政無線の感度が明瞭となっている。
- ・道路の通行止めは、団員が行わなければならない場面もあるが、団員の指示は聞かない。団員が行うのか整理が必要。
- ・団員の安全確保のために、水門・陸閘を閉鎖に行けとは言えない。
- ・想定時間が短いので行動の整理が必要。

34

10 今後のスケジュール

- 12月上旬～
- 町津波防災地域づくり推進計画(素案)策定
・関係機関調整
 - 町地域防災計画(変更案)策定・調整
 - 特別措置法推進計画(変更案)策定・調整(町)
 - 特別措置法緊急事業計画策定・調整(町)
 - 特別措置法防災対策計画策定・調整(事業所)

翌年

- 1月中旬～ 関係機関意見調整
- 2月中旬 各種計画案決定 最終調整
- 3月中旬 岩泉町防災会議 計画決定
- 4月 新たな避難計画の運用開始

参考資料

- ① 地震・津波防災対策の整理表・・・P2
- ② 北海道・三陸沖後発地震注意情報・・・P3
- ③ 岩手県津波浸水想定図・・・P4
- ④ 各種津波シミュレーションデータ整理・・・P5
- ⑤ 県地震・津波被害想定調査報告書(概要)・・・P6
- ⑥ 防災対策計画の策定が必要な事業所・・・P9
- ⑦ 防災対策計画の策定が必要な事業所・・・P10
- ⑧ 避難確保計画の作成が必要な事業所・・・P11
- ⑨ 避難計画の作成をお願いしたい事業所・・・P12
- ⑩ 主要地点の浸水深と浸水開始時間(参考)・・・P13
- ⑪ 地域座談会等の開催経過・・・P14

①地震・津波防災対策の整理表

項目	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 『特別措置法』平成16年法律第27号	津波防災地域づくりに関する法律 『津波法』平成23年法律第123号
	津波浸水想定区域 地震・津波被害想定	内閣府: 令和2年9月11日公表 ※市町村別 内閣府: 令和3年12月20日公表 ※都道府県別
区域設定	<ul style="list-style-type: none"> ●推進地域 平成18年2月20日指定(国) 令和4年9月30日指定(改正法・国) ●特別強化地域 令和4年9月30日指定(改正法・内閣府) 	<ul style="list-style-type: none"> ●津波災害警戒区域(イエローゾーン) ・令和4年度指定検討(県) ●特別警戒区域(オレンジゾーン) ・指定予定なし(県) ●危険区域(レッドゾーン) ・指定予定なし(町)
計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ●町の計画 「地震防災対策推進計画」 「津波避難対策緊急事業計画」 ●事業者の策定すべき計画 ・「地震防災対策計画」 ・策定の必要な事業所 ・津波浸水想定水深30cm以上の区域内で政令第3条で定める事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ●町の計画 「津波防災地域づくり推進計画」 ●事業者の策定すべき計画 ・「津波に対する避難確保計画」 ・策定の必要な事業所 ・津波災害警戒区域内で 病院、診療所、福祉施設、学校等で 避難行動要配慮者の利用する施設

②北海道・三陸沖後発地震注意情報への備え

・・令和4年12月16日から開始・・

★後発地震と先発地震★

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える範囲で、Mw7.0以上の地震が発生した場合に、その後、さらに大きな地震が発生する可能性がある場合に、注意情報が発表となります。

発表後は、地震発生から1週間「日頃からの地震の備えを再確認」をするとともに、津波浸水想定区域にお住まいの方は、揺れを感じたら、ただちに避難できる体制の準備をお願いします。



3

③岩手県津波浸水想定図

令和4年3月29日公表

★内閣府と県の主な計算条件★		内閣府	岩手県
潮位		朔望平均満潮位	
粗度		相当粗度	
最小計算格子間隔		10m	5m
地形データ	陸域	H29年度	R2年度末
	海域	H16年度	
地震による構造物の沈下		なし	あり
津波越流時における構造物破堤の有無	防潮堤	あり	
	道路、鉄道盛土二線堤	なし	あり

小本川河口			
最大津波水位 (T.P.,m)	影響開始時間 (±20cm)	第1波	最大波
20.7	12分	23分	36分

茨戸漁港			
最大津波水位 (T.P.,m)	影響開始時間 (±20cm)	第1波	最大波
23.9	9分	23分	36分

4

④各種津波シミュレーションデータ整理

	岩手県			内閣府	町
	共通	小本川河口	茂師漁港		
朔望平均潮位	0.63m				
+30cm _{注意報クラス}				12分	
±20cm _{注意報クラス}		12分	9分		
+1m _{警報クラス}				18分	
第1波到達時間		23分	23分	34分	36分
最大波到達時間		36分	36分	34分	
最大津波水位		20.7m	23.9m	12.8m	約18m
海岸最大波到達時間	35分				
海岸最大波	29.6m			26.6m	
浸水面積	3.3km ²				0.9km ²

5

⑤県地震・津波被害想定調査報告書(概要)

令和4年9月22日確定

1 想定について

(1)対象地震(津波波源モデル)

①日本海溝(三陸・日高沖)

モデル① 破壊開始点=青森県東方沖(日高沖)

モデル② 破壊開始点=岩手県沖(三陸沖)

②千島海溝(十勝・根室沖)モデル

③東北地方太平洋沖地震

(2)時間帯想定

①冬・深夜 就寝中・雪や凍結路面等の影響・寒さ

②夏・昼12時頃 多くの流動人口

③冬・夕18時頃 火気使用が多、通勤通学等の異流動人口

6

(3) 被害想定

①津波による建物被害・人的被害

例：津波による人的被害予想結果
冬・深夜 日本海溝（三陸沖）
死者90人うち低体温症30人
負傷者20人

例：津波による建物被害予想結果
冬・深夜 日本海溝（三陸沖）
全壊棟数680棟
半壊棟数810棟

②地震による建物被害・人的被害

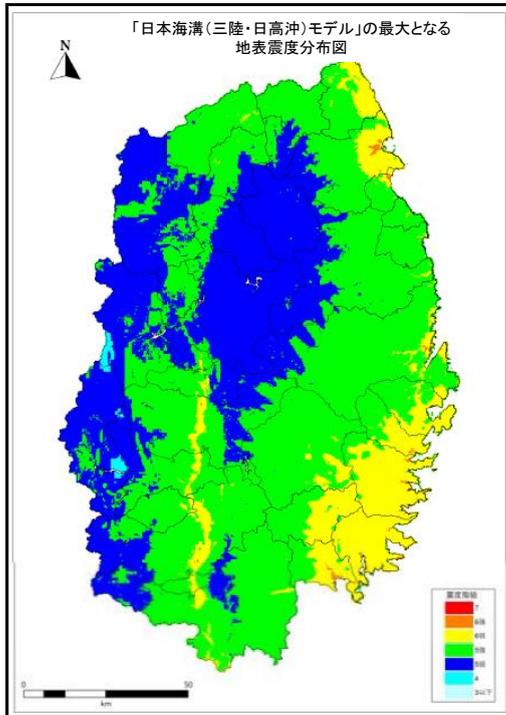
例：地震による建物倒壊に伴う人的被害の発生予測結果
冬・深夜 日本海溝（共通）
死者5人未満
負傷者10人うち重傷者5人未満

③地震・津波による主な被害予想

例：電力の停電影響人口予測結果
夏・昼12時頃 日本海溝（三陸沖）
直後 3,900人 1日後 1,100人
1週間後 730人 1か月後 730人

例：避難者数の発生予測結果
夏・昼12時頃 日本海溝（三陸沖）
経過 避難者数 避難所内 避難所外
1日後 790人 520人 260人
1週間後 940人 740人 200人
1か月後 1,300人 400人 940人

7



2 地震動の予測

岩泉町で想定される最大震度は、
★小本川沿い下流部で「6弱」となる。

- 6弱 ▲小本支所、▲警察署小本駐在
5強 本庁舎、小川支所、安家支所、有芸支所、
岩泉消防署庁舎、岩泉警察署庁舎、
警察署小川駐在、警察署安家駐在、
岩泉小学校、岩泉中学校、小川小学校、
小川中学校、▲小本小学校、▲小本中学校、
安家小学校、有芸小学校
5弱 大川支所、警察署大川駐在、釜津田小学校
▲＝津波浸水区域

注：震度の発表 岩泉町・岩泉（役場）、岩泉町・大川（役場支所付近）
注：震度5弱以上観測の場合は、震度分布図が発表となる

8

⑥防災対策計画の策定が必要な事業所

政令第3条	事業所名	作成対象書類	提出先	消防法該当	備考
第1号	中島地区多目的集会施設	消防計画	岩泉消防署	1項口	
第1号	中野交流館	消防計画	岩泉消防署	15項	
第1号	宗得寺	消防計画	岩泉消防署	11項	
第1号	ローソン岩泉小本店	消防計画	岩泉消防署	4項	
第1号	有限会社山口屋	消防計画	岩泉消防署	4項	
第1号	浜の駅おもと愛土館	消防計画	岩泉消防署	16項イ	
第2号	小本漁村センター	消防計画	岩泉消防署	16項イ	
第13号	町立小本小学校	消防計画	岩泉消防署	7項	
第13号	町立小本中学校				
第14号	あお空グループホーム小本	消防計画	岩泉消防署	6項口(1)	
第14号	小規模多機能センターあお空	消防計画	岩泉消防署	6項ハ(1)	
第14号	おもとこども園	消防計画	岩泉消防署	6項ハ(3)	
第14号	おもと放課後児童クラブ				

9

⑦防災対策計画の作成が必要な事業所

つぎの事業所は、運行管理規程等で防災対策を定めるか、防災対策計画を別途作成する必要がある

政令第3条	事業所名	作成対象書類	提出先	備考
第9号	三陸鉄道岩泉小本駅	実施基準	東北運輸局長	三陸鉄道リアス線 利用者・乗務員・保守員
第12号	一般路線バス(県北バス)	運行管理規程	東北運輸局長	浸水エリア 下小成～岩泉小本駅前 小本駅前駐車場 通行規制 ～外川目口
第12号	一般路線バス(町民バス)	運行管理規程	東北運輸局長	浸水エリア 岸～旧小本支所前～小本郵便局 通行規制 ～道の駅いわいずみ ～岩手真庭

10

⑧避難確保計画の作成が必要な事業所

区分	事業所名	備考
診療所	小本診療所(小本津波防災センター)	洪水対象+津波
福祉施設	あお空グループホーム小本	洪水・土砂災害対象+津波
福祉施設	小規模多機能センターあお空	洪水・土砂災害対象+津波
福祉施設	おもとこども園	洪水対象+津波
福祉施設	おもと放課後児童クラブ	洪水対象+津波
学校施設	町立小本小学校	洪水対象+津波
学校施設	町立小本中学校	洪水対象+津波

⑨避難計画の作成をお願いしたい事業所

区分	事業所名	備考
政令外	岩手アライ株式会社	工場・多数避難者・車両
政令外	株式会社エフビー・岩泉工場	工場・多数避難者・車両
政令外	清水川クリーニング・小本工場	工場・多数避難者・車両
政令外	有限会社岩泉ゴム工業	工場・多数避難者・車両
政令外	小本浜漁業協同組合	小成地区施設・小本孵化場 小本漁港・茂師漁港・船出し・操業船
政令外	小本河川漁業協同組合	河川操業者
政令外	小本郵便局	従業員・流動人口
政令外	株式会社イブキ産業・岩泉営業所	従業員・流動人口
政令外	SGET岩泉ウインドファーム建設工事作業所	流動人口(事務所は浸水区域外)

⑩主要地点の浸水深と浸水開始時間（参考） 注：基本避難完了23分

地点名	深さ	時間	地点名	深さ	時間	地点名	深さ	時間
茂師・小成地区			中野地区			復興住宅西団地		
茂師漁港避難階段付近	23.2	20	小本漁港水門付近 <small>（南側WC）</small>	18.0	20	岩泉警察署・小本駐在	5.8	32
小本浜漁協番屋（小成）	10.0	34	旧小本中 <small>（清水川クリーニン グ）</small>	11.9	26	第7分団第1部屯所	5.9	32
小成川上流終点	0.4	39	小本郵便局	10.7	25	おもとこども園	4.4	33
小本地区			小本漁村センター	8.5	25	おもと放課後児童クラブ		
小本港湾	21.1	18	国道455と45交差点	8.2	25	町立小本小学校	2.1	35
小本橋海側左岸	11.0	21	イブキ産業	7.5	26	町立小本中学校		
浜の駅おもと愛土館	8.5	24	竹花石油店	9.7	25	SGET岩泉ウインドファーム	—	—
宗得寺	5.3	32	中野交流館	8.2	26			
旧小本小 <small>（岩泉ゴム工業）</small>	7.8	27	ローソン岩泉小本店	8.4	27	中島・中里地区		
			山口屋	8.4	27	小本浜漁協孵化場	3.9	37
			あお空	6.7	28	卒郡公民館	2.3	38
			FB・岩泉工場	6.5	28	中島多目的集会施設	2.0	41
			第7分団第3部屯所	7.7	28	岸公民館付近	0.1	44
			小本津波防災センター	7.3	29	阿津羅下流側	1.4	44
			岩手アライ	3.1	35	中里橋付近	0.04	51

13

⑪地域座談会等の開催経過

項目	期日	場所等
第1回地域座談会	令和3年 10月14日(木)	小本津波防災センター
県合同浸水想定区域説明会	令和4年 7月20日(木)	小本津波防災センター
第2回地域座談会 5地区	10月24～28日(月～金)	小本津波防災センターほか
第7分団防災訓練会議	10月19日(水)	小本津波防災センター
防災訓練合同会議	11月2日(水)	小本津波防災センター
第3回地域座談会		
第7分団班長以上	11月21日(月)	小本津波防災センター
中島・岸・卒郡役員	11月22日(火)	中島地区多目的集会施設
浸水区域内事業所	11月24日(木)	小本津波防災センター
地区自主防役員	11月28日(月)	小本津波防災センター

※各地域座談会・説明会に防災士参加

14